

平成29年6月21日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
市	民	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権	江	口	清	一
企	画	土	井	正	昭
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産	業	橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成29年6月21日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成29年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
7	9 伊 東 茂	1. 将来的な観光戦略について (1) 短期イベント開催による観光客誘致から拠点地域連携による通年型観光客誘致の取り組み (2) 四季を通じての観光戦略と宿泊施設安定確保について 2. 地域における歴史的風致の維持向上（歴史まちづくり法）について (1) 今年度より取り組む歴史的風致向上計画事業の概要 (2) 歴史的風致の定義とまちづくり推進について (3) 特定のエリア・歴史的価値の高い建造物の選定と良質な市街地の環境について
8	5 松 田 義 太	鹿島市政が直面している政策課題について 1. 高規格道路 早期整備の取り組みについて (1) 有明海沿岸道路（福富鹿島間） (2) 国道498号線（鹿島武雄間） 2. 大型建設事業の方向性について (1) 市民会館の建設について (2) 肥前鹿島駅舎と駅前整備など周辺開発について (3) 財源の確保と市財政への影響について 3. 鹿島市行政の未来を担う職員採用、人材育成について (1) 職員採用制度と人材育成について (2) 国・県との人事交流の成果と課題について
9	4 中 村 和 典	1. どうなる来年からのコメの減反見直し (1) 鹿島市農業再生協議会の動きは (2) コメ生産量目安作成は (3) 過剰作付けに対する対応は (4) 米価安定のための施策は 2. どうする市民の健康づくり (1) 健康づくりの基本となる「食事」「運動」「健康管理」の取り組み状況は (2) 各種検診の取り組み状況その成果は (3) 市民が楽しみながら取り組めるポイント制導入等の考えは (4) 在宅医療・介護の連携強化策は

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

皆さんおはようございます。9番議員の伊東茂です。まず初めに、先月、全国市議会議長会より議員在籍10年の表彰を受けました。市民の皆さんを初め、執行部の皆さん、そして、関係者の皆さんに感謝をするとともに、これからも市民の皆さんの負託に応えることができるように、議員活動に邁進してまいります。

それでは、通告に基づき一般質問をいたします。

平成29年度に入り、第六次総合計画に掲げた事業の推進のために必要な政策的事業、定住促進や子育て支援等、地方創生に沿ったまちづくりのための事業を確実に実行していく当初予算12,879,000千円が事業推進のため動き出しています。

ことし3月、近年で一番の集客力を誇る酒蔵ツーリズムが開催され、天候にも恵まれ、2日間で約8万人という観光客が鹿島市を訪れ、自然豊かな風土や町並み散策を満喫されました。私もスタッフの一員として浜宿で観光客の対応をしていて、以前に比べ、外国からの観光客が相当ふえたというのが印象的でした。

今回の一般質問は、これから将来へ向けての鹿島市の観光戦略について、そして次に、地域における歴史的風致の維持向上（歴史まちづくり法）について質問を行います。

まず初めに、かしま観光戦略プランというものが鹿島市にはございます。この観光戦略プランVer.1、そして改定版、Ver.2について、現在までの進捗状況を簡潔にお答えください。これは本当にいっぱい内容が含まれていますので、市民の皆さんにわかりやすく簡潔にお願いいたします。

次に、春の酒蔵ツーリズムや秋の伝承芸能フェスティバルなど、短期開催イベントもしっかりと定着をし、観光客増につながっているとは思いますが、一年を通じて鹿島に観光に訪れる通年型観光客誘致が次の課題と考えます。魅力ある仕掛け、回遊性を持たせ、滞在時間を延ばす方策の必要性を感じます。

第六次総合計画に掲げる着地型観光、市内の回遊の仕組みづくりを充実するという点について、先日、議員による全員協議会にて執行部から説明を受けた鹿島市拠点地域連携促進対策会議へと、この考え方がスライドをしていき、そして、システム構築へと進むのか、御答弁ください。

次に、四季を通じての観光戦略として、1つ提案をしたいと思います。

浜川高潮対策事業、浜川総合流域防災事業として、浜川改修が浜、そして大村方区間が完了し、現在、下古枝地区の工事が進んでいます。この河川道路を利用し、サイクリングロードとして祐徳稲荷神社から肥前浜駅まで行き来できる体験型観光ルートとして利用ができないか、地元で提案をされています。担当課の見解をお願いします。

次に、地域における歴史的風致維持向上（歴史まちづくり法）について質問をいたします。これはテレビをごらんの方も初めて聞く言葉かも知れません。

今回、今年度より取り組む歴史的風致維持向上計画事業に6,724千円が予算化され、計画策定業務委託料として4,000千円が計上されています。5年前の一般質問で計画策定の必要性を私は訴えましたが、即座に採用ということにはなりません。しかし、本年度予算に事業が盛り込まれ、期待が膨らむところです。

認定を受けるまでには計画書を申請しなければなりません。地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成をしてきた良好な市街地の環境を歴史的風致と定義づけられております。ちょっと難しい言葉だと思います。地域によって貴重な資産である歴史的風致の維持向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取り組みを国が支援しようという法律ですので、計画書策定、申請までには文部科学省、国土交通省、農林水産省との連絡調整も必要と感じます。鹿島版歴史的風致維持向上計画の概要と進捗状況を御答弁ください。

次に、この歴まち法、国内認定都市の5年間の取り組み資料を調査すると、計画に基づき取り組む体制づくりが必要と感じます。歴史とまちづくりの融合性を考えるときに、都市建設課だけでは大変な負担を強いられます。関係部署が連携し、歴史まちづくり調整会議を設置し、計画に基づく事業の推進について情報共有を図るべきと考えますが、御答弁をお願いします。

次に、都市の成り立ち、まちづくりの熟度、重点地域の設定など、データ収集と分析が必要と考えます。専門家の意見を現在受けているのか、お示してください。また、歴史的価値の高い建造物選定には、浜地区の重伝建地区のほかに、選定を練り直し、エリア拡大を考え、市街地の環境整備も視野に入れているのか、質問をいたします。

以上が1回目の総括質問です。御答弁をいただいた後に一問一答を行っていきます。よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

おはようございます。私のほうからは、将来的な観光戦略について、かしま観光戦略プランの進捗状況についてお答えします。

まず、かしま観光戦略プランにつきましては、平成20年6月に鹿島市観光協会会長を初めとする15人の委員と佐賀県観光課の企画監をコーディネーターに迎え、鹿島の観光の目指すべき方向性について、計6回の会議を経て、平成21年2月に策定を行いました。この計画に基づいて、平成25年度までの5年間、戦略の内容ごとにそれぞれの役割分担より施策を展開しました。具体的には、観光案内サインの企画と計画や体験メニューをまとめたパンフレット「たび旅かしま」の発行などを行っております。

その後、これまでの取り組みを生かしつつ、より着実に取り組みを進めていくための戦略、戦術を定めた平成26年度から5年間のかしま観光戦略プランV e r . 2を平成26年3月に作成しました。このV e r . 2においては、5年間で実現可能な内容にするため、内容に変更を加え、具体的には、道の駅「鹿島」など市内5カ所のフリーW i - F i の設置や肥前鹿島駅前の観光案内所の開設などを行いました。

その後、祐徳稲荷神社で撮影されたタイの映画をきっかけに、鹿島市へのタイからの観光客の増加を受けて、インバウンド受け入れ体制の整備を新たに盛り込み、中間年度の平成29年3月にV e r . 2.1として改定を行ったところです。今年度からは、産業部長を初め、民間委員12名で構成する鹿島市インバウンド推進会議の中で外国人観光客の増加への対策を検討していきたいと考えております。

次に、鹿島市拠点地域連携促進対策会議についてお答えします。

第六次鹿島市総合計画に掲げた施策と6月9日の全員協議会で御説明しました施策について内容が似通っており、わかりづらい点があるかと思えます。共通した部分もございしますが、この違いについて御説明したいと思えます。

まず、全員協議会の折に御説明しました鹿島市拠点地域連携促進対策会議は、第六次鹿島市総合計画に沿って整備する施設を、点の整備にとどまらず、線から面的に取り組むを行うことで交流人口の拡大や鹿島市での滞在時間の増加を目指し、雇用、産業、まちのにぎわい創出を図ることをコンセプトとしております。

それを実現させるための一つの手だてといたしまして、国土交通省が公募する道路に関する新たな取り組みの現地実証実験を活用して、重点道の駅「鹿島」を拠点に、祐徳門前地区と肥前浜駅を含みます肥前浜宿を線で結び、面的な利活用に向けて循環バスを走らせる、どちらかといいますと、比較的場所を限定した形での計画で、現在、国土交通省へ申請を行っているところです。

一方、第六次鹿島市総合計画に掲げた観光分野の施策の展開方向、①着地型観光の実現、市内回遊の仕組みづくりの充実は、場所を限定せずに、路線バスや自家用車などを使用しての市内の多くの観光素材をめぐることを想定したものとなっております。

したがって、議員が申されたシステム構築とまではいかないまでも、将来的には、先ほどの循環バスとのリンクを図って市内の各観光地を循環する面の大きさを広げられたらと

考えているところでございます。

次に、サイクリングロードについての質問にお答えします。

県内においても、佐賀市富士町の北山湖周辺や諸富町の旧国鉄佐賀線跡地に整備された徐福サイクルロードなど、魅力あるコースがございます。

鹿島市でも平成28年2月に肥前鹿島駅前開設した観光案内所において自転車のレンタルを行っており、日本人を初め、外国人観光客にも好評を得ております。

河川沿いの道路を活用したサイクリングロードの整備ということですが、河川改修の途中でありますので、時期的にはいつとは言えませんが、将来的には観光ツールとしての可能性は秘めていると考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

私のほうからは、大きく御質問3点ということで、1つ目の歴まちの概要、進捗、そして、2つ目の調整会議、3つ目の専門家の御意見、あるいはエリア範囲、市街地の整備関係について御答弁したいと思います。

まず、1点目の全体的な歴まちの概要と進捗状況というところで御答弁いたします。

まず、歴史まちづくり法、通称歴まち法と申しますが、これについては、平成20年11月に国土交通省、文化庁、農林水産省の3省庁の共同、協力により制定された法律でございます。

法律のポイントといたしましては、地域の歴史的な建造物のハード、それや伝統を反映した人々の活動、このソフトについて、将来まで面的に保存、継承していくことを目的とするものでございます。

鹿島市でも、議員が申されるように、長年、歴まちへの取り組みの要望が市民の皆様からございまして、また、肥前浜宿が重要伝統的建造物群保存地区の選定10周年を経過いたしましたので、市内全域の歴史や文化を生かした地域づくりで、次のステップへ進む潮流の潮目、時代の節目に来ているということから、今年度と来年度の2カ年で、この歴まち法による鹿島市歴史的風致維持向上計画の策定に取り組むことになっております。

この計画申請の内容が国のほうから認定されますと、市内に残されている、これまで支援策がなかなか難しかった歴史的な建造物の保存、修理等について、国からの支援が受けられるようになります。

この歴まち法における定義や概念といたしましては、歴史的な建造物の単体、それや、伝承芸能、祭事、お祭り等の単体では歴史的風致とは呼べないということになっておりますので、これに人々の伝統的な活動やその背景となる歴史的な建造物を合わせた面的区域でなければならない定めがございます。このことから、鹿島市でも歴史的な建造物とその周辺の伝

統的な活動が残っている範囲で計画していきたいと現在考えております。

また、この歴史的風致は、歴史的な建造物と伝統的な活動の組み合わせということで、市役所内の関係部署や市内の方々への聞き取り等を行って、どのような計画を策定していくのか整理して、国との協議に当たっていききたいというふうに思っております。

なお、国の3省庁の協議につきましては、これが一番重要になっていきますが、7月13日に上京して初回の協議を行って、約2カ月に1回のペースで、今後、約2年間にわたり協議していく予定でございます。

次に、2点目の国、3省庁との対応での市役所関係部署の調整会議ということですが、これは先ほど答弁いたしましたとおり、歴まち法に基づく向上計画の策定については、国と同様に鹿島市のほうにおいても策定体制を現在準備しております。現在のところ関係部署としては、鹿島市では都市建設課が主体となって、教育委員会部局の生涯学習課、そして農林水産課の3課で構成した策定会議で案を作成して、国のほうへの申請につないでいきたいという計画でございます。

最後の3点目の専門家の意見は受けているか、あるいはエリアの範囲として市街地の環境整備も考慮するのかという点についてですが、まず、こういう専門性のあることですので、初めての計画を策定する上では専門家の御意見はお受けすることは非常に重要であるというふうには考えております。計画を策定していく中でも、先生方に御意見を聞いたり、委員会以外でも専門家の御意見が必要であれば随時お尋ねをしながら、この策定は進めたいと思っております。

また、現在、御存じのとおり、鹿島市役所の職員を文化庁のほうに調査官として派遣を今年4月からしております、そのラインを国の3省庁との橋渡し役、パイプ役を担ってもらって、早急な協議が必要となる場合でも国との臨機応変な対応が可能になるという体制も整えております。

なお、対象とするエリア関係については、先ほど申しましたとおり、歴史的風致が歴史的な建造物のハード、伝統的な活動のソフト、この組み合わせでございますので、どの範囲を鹿島市の維持向上すべき歴史的風致に設定するかとなると、この組み合わせが基本的に残っている地域というふうに考えております。そして、それら検討したエリアを重点区域という名称でございますが、これで設定しなければございませんが、国からの支援が受けられるのは、あくまでもこの重点区域のエリアのみというふうになってまいります。

この歴まち法における重点区域はどういうところかと申しますと、国の重要文化財の建造物などが残っているところ、そして、重要伝統的建造物群保存地区、通称重伝建地区及びその周辺の土地、この区域のみが認定のルールというふうに決められております。その点において、鹿島市は肥前浜宿に2カ所の重伝建地区を有しているメリットがございますので、この地区を核とした重点区域の設定となって、あとはその範囲をどのように肥前浜宿と関連さ

せて計画を練っていくかと、どれだけ広げるかというふうな内容になってくると思われます。

重点区域の設定に係る今後の作業につきましては、文化庁の重伝建地区の設定と国土交通省の街なみ環境整備地区設定の中間的な実務を相当緻密にこなすことになるかと想定しておりますが、市としても、現在、修理や保存をできればいいという話が出ている建造物、あるいは今後市で実施予定の事業については、できるだけ重点区域内に含めていただけるように国へも十分に相談を行いながら歴史的風致の範囲等の検討を進めていきたいというふうに現在考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、まず最初に、鹿島市の観光戦略のほうを先に一問一答を行いたいと思っております。

説明を受けた、かしま観光戦略プランV e r . 1からV e r . 2、少しずつですが、この効果は私も出ていると思います。その理由としては、もちろん観光客がふえてきたのもありますが、やっぱりインバウンド効果で外国人への対応、ここのあたりをしっかりとしているなどという感じがします。以前は、鹿島市には観光協会というものがありますけど、何かそこをお願いをしていた部分が非常に大きかったなど。今は行政も積極的にこれに取り組んでいるということで、私は評価をしたいと思っております。ことし3月から民間の12名を含む会議等も進めているということですので、これからも引き続きお願いをしたいと思っております。

拠点地域連携促進対策会議のところですが、拠点地域として、門前商店街、それから浜宿、そして道の駅「鹿島」というものを点から線へ整備して行って、そして、面的な利活用と連携を持たせる、これは私も賛同をいたします。以前もこれに似たようなことを、もう10年ぐらい前に私も質問をしたことがあります。そのときには、やはり門前商店街というのは歴史が古いですから、その当時もしっかりとした形がございました。しかし、浜宿は今、重伝建の認定を受けて10年です。10年前はまだまだ赤ちゃんでした。それと、道の駅「鹿島」も、今回こういうふうな整備計画が出てきて、さらに充実した施設であり、そして、観光客並びにインバウンド、外国人の対応も可能になってくると思っていますので、これも私も賛同をいたします。

そこで、連携をします。そこで、見込まれる効果として、観光客における市内観光滞在時間の増加、そして、観光客の市内観光消費額、幾ら使ったかの増加、それと、それに伴う雇用、産業、まちのにぎわいの創出を目標にしたいと市の執行部は掲げていますね。じゃ、現在のデータをもとに現在はどうなのか。これを何年か後にはここまで数値を上げていただき

たいと、そういうふうに市民の方にもわかりやすい数字的回答でお願いできますか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

私のほうからは、拠点地域の面的な利活用に向けての数値目標についてお答えいたします。

観光客における市内観光滞在時間の増加時間の目標や、雇用、産業、まちのにぎわいの創出による観光消費額、経済波及効果などの数値目標についての質問だと思いますが、この会議につきましては、ことし4月に立ち上げたばかりであり、まずは拠点地域整備のコンセプトを全員協議会でお示したところでございます。現在のところ拠点地域整備による影響も加味しながら、平成32年の観光消費額を現在より140,000千円程度向上させよう、同じく経済波及効果は十数億円程度向上させようといった、これくらいになるだろうという手前の段階での数字は当然はじいておりますが、これはあくまでも試算の段階での数字になりますので、数値目標にまでは至っていないのが実情でございます。

また、循環バスにおきましても、1日何回周遊させるかや、30分置きにするのか、それとも1時間に1回にするのか、また、右回りだけなのか、左回りも実施するかなど、これから詳細を詰めていく予定です。したがって、きちっとした数値等が示せるように、この連携会議の中で検討したいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

この前、議員に向けての説明会があったばかりで、動き出したばかりでしょうから、地域連携型というものがまだまだ歩き出したばかりかなという感じはします。でも、私は最初に申し上げたように、発想はすばらしいと思いますので、まず、ことし一年か来年まで、その時点で一回、中間報告みたいなことをしていただいて、議員にも教えていただいて、そして、議員も共有ができるようにしていただければなと思っております。

循環バスのことを言われましたけど、私はあえて質問の中にそれを入れなかったのは、これが本当に可能なのか、わからなかったからです。こういうふうにケーブルテレビで放送されているときにそれを言うと、市民の方はありきで、今度は8月に私たち議会の報告会もする予定ですけど、それが出てくると、答弁ができなくなる。それがあったからちょっと質問はしなかったんですけど、国のほうに申請をして、そして補助をいただいて、これができたら私もすばらしいと思っています。今の市内の循環バス、やはりいろんなところ、町部以外からは要望が出ているわけですね、もうちょっとこのエリアを広くしてくれないかとか。そ

ういうところを何か補うことができ、そして、観光客の方がこれに乗って、門前、浜、それから道の駅と3つを回遊していただくことで、多分、倍以上の滞在時間はふえると思います。それによって、やはりその拠点に今ある以上のお店とかも張りついて経済効果が増せば、これはすばらしいことだと思いますので、そのあたりも今後しっかりと頭に入れながら考えていただければなと思っております。

次に、1つ提案をさせていただきたいと思うんですけど、産業活性化施設「海道するべ」で開発された官民連携によるさまざまな食べ物とかありますよね。ドレッシングであったり、ヨーグルトであったり、ジャムであったり、それとか、海産物の加工であったり、焼き菓子とかあります。私も気づいたのが、今回、庁内のエレベーターに乗ると、かしまホットニュースの中に梅じゃむを開発しましたというのを書いてありますよね。しかし、それは海道するべで数量限定ですと書いてあります。議会からでも質問があっていましたが、こういうふうの開発したのをどこで買うんだと。もしかしたら海道するべであったり、道の駅限定であったり、それとか、民間の方が開発されたものは、そこのお店で買うように指導というか、執行部はおっしゃるかもわからないけど、観光客の方がそんなに幾つも幾つもそれを目当てに行くというのがちょっと難しい。そう考えると、やっぱりこの拠点、3つの地域、門前地区に1つ、浜宿に1つ、そして、道の駅はそこの中で販売できるでしょうから、こういうところにしっかりと置いて、そして、この3つのところでいつでも買えますよと。もちろん季節的な商品もあるかもわかりません。しかし、それをすることが海道するべの今までの成果というものがまた見えてくるし、また、担当課長が頑張っている産業支援課、鹿島市の中にある新しい部署ですけど、ここも、これからのあなたたちの方向性が見えてくるんじゃないかなと私は考えます。できれば、これと同時進行でこのことを頭の中に入れて取り組んでいただきたいと思いますので、御答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

江島産業支援課長。

○産業支援課長（江島裕臣君）

今、御提案の件ですけれども、海道するべで開発されました商品の販売、これに関しましては、御指摘のとおり、今、各業者さんの店舗と、あと海道するべでのテスト販売というのが一般的でございまして、一堂に紹介するというような意味におきましては、今のところ海道するべ、または単発のイベントとかでの紹介にとどまっておる状況でございまして。

私どもといたしましても、これまでの成果であります海道するべ開発商品を広く紹介して認知度を高めていきたいという思いは持っております。そのような意味におきましては、3つの拠点を活用しました海道するべのアンテナショップ的な展開も有効なのではないかというふうにご考えておるところでございまして。浜宿でありますとか門前の空き店舗を活用したショップ展開というのが理想的ではございますけれども、店舗を借り上げまして、棚を持ち、

人を立てての販売となりますと、かかる経費等も勘案しますと、ショップという展開では少しハードルが高いのかなというふうに考えております。

そこで、現在、既に商売をなされているお店の一角をお借りして、アンテナコーナーというような形で代理販売でありますとかPRをお願いするといった形式でありましたら比較的取り組みやすいのかなというふうに考えておるところでございます。もちろんこれを実現するに当たりましては、そのお土産屋さんなどの事業者様の御協力でありますとか、経費面、あと納品に係る条件面とか、クリアすべき要件はあろうかと考えております。

そのように、相手のある話ではございますけれども、いずれにしましても、今回設置されました拠点地域連携促進対策会議の展開方針においても、海道するべなど外部要因の活用策の検討というのも一つの項目として掲げてございますので、御提案の件につきましても、その実現に向けてこの会議の中で研究させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。前向きな御検討の言葉だったろうと受けとめます。よろしく願いをしたいと思います。

次に、四季を通じての観光戦略として提案をした浜川河川改修が行われている浜川から祐徳稲荷神社近く、祐徳橋の近くまでの、ここは市道になるわけですね。ここをサイクリングロードでつくったらどうかということ。このごろというか、ここ近年の観光客の皆さん、浜とかを訪れる方、それとか、鹿島で一番多い祐徳稲荷神社等もそうですが、今、観光客の皆さんのスタイルというものが、着飾ったというよりも、行動的というか、ラフな感じで、そして、リュックみたいなのを背負って、デイバックと言いますが、ああいうふうなのを背負って、JR九州ウォーキングとかのウォーキングを楽しむ、そういうふうなスタイルが多いんですね。行動派です。いろんなところに行ってみたいと思われる。そういうふうなことを考えるのと、それと、先ほどから言っている観光客の方の滞在時間をふやすというか、延ばすというか、そういうふうなことを考えて、サイクリングロードということを提案するわけです。

また、浜川の改修が下古枝、今、定住促進住宅の裏のほうに工事があっています。きょうも朝方、見てきました。御存じだと思いますけど、浜川改修促進期成会というのがあるんですね。そこから、そのあたりに親水公園をつくってくれないだろうかという御提案も出ているんです。親水公園というのは、いろんなところにあります。1つは、イノシシ対策であったり、そういうふうなことも考えられていることでしょう。そういうふうなのを考えると、その浜川沿いの市道をサイクリングロードとして活用したら、やはり観光客がそこを

通るということで、その浜川自体、草とかが生い茂っているのも、やっぱりこれはおかしいだろうということで、ここも多分きれいになるでしょう。地元の方も、そして市としても一石二鳥じゃないかなと。

これは土木事務所と協議をしなければ、市独自の判断ではなかなか難しいでしょう。岩下課長、どうでしょうか、ここのあたり、しっかりと土木事務所にもお話をさせていただき、御検討をお願いしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

市道関連の御質問でございますので、都市建設課のほうからお答えしたいと思います。

今ございましたように、浜川の改修、これにつきましては、現在、浜のほうは大体終わって、そして、さっきあったように定住促進住宅の裏側のほうまで工事が進んで、今後、また上流域に向けて改修が行われる予定ですが、これに伴いまして、親水公園につきましては、設置要望の御意見というのは、これまでも浜川改修促進期成会のほうから実際上がっていることは市のほうでも確認はとっております。

これについては、その必要性、あるいは活用の可能性を含めまして、県の杵藤土木事務所のほうと調整を図りながら、どのように進めていけばよいかというのを、その他関係機関も含めましてですけれども、協議を行って現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今後も土木事務所としっかりとお話をさせていただき、地元並びに私たちの願うところをしっかりと伝えていただきたいなと思っております。

次に、歴史的風致の維持向上（歴史まちづくり法）について御答弁をいただいたのを参考に、次の質問に移らせていただきます。

おっしゃるとおりに、建物とか、そういうふうなハード的なもの、それと、それと融合したとか、そういうふうなのを活用しながらまちづくりを進めていくというソフト面、この両方を兼ね備えて、そして、ようやく国からの支援がいただけるということで、私も以前もお話をしましたが、萩市に行ってきました、いろいろ勉強してきたわけですけど、なかなか難しいだろうなという気はしております。おっしゃったとおりに、これから2カ月に1回、上京をし、そして、各省庁と協議をしていく。もちろん指導等も受けるんですけど、そういう中で、ただ本当にラッキーだったのか、これがもともと市長の頭の中にお考えがあったのか、文化庁のほうに鹿島市の職員の方が今出向いておりますので、そのあたりのパイ

プ役としては非常に有効ではないかなと私も思っております。

この歴史的風致の設定について1つ質問をしたいと思います。

認定都市の資料を調べますと、大きく4つに分類されると思います。1つは、伝統行事、祭礼に関する歴史的風致、これを鹿島に置きかえると、琴路神社の秋祭りであったり、浜祇園まつり、こういうふうなものが当てはまるのかなと。そして2つ目、生活、風習に関する歴史的風致、これをまた鹿島に置きかえると、鹿島川とか浜川など上流から下流へ流れてくる、そして、各水路の利活用。そして次に、産業、なりわいに関する歴史的風致、これを鹿島に置きかえると、酒づくり、それとか、かまぼこなどの練り製造業、そして、市長がよくおっしゃる物づくりの継承。そして、4つ目が文化的活動、これを鹿島に置きかえると、面浮立をつくっていらっしゃる方とか、のごみ人形など、市民に愛されている、こういうふうな文化的な活動。

鹿島市は何かしら設定をしなければなりません。鹿島市が設定する維持向上すべき歴史的風致を現在どのようにお考えなのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

鹿島市が設定する維持向上すべき歴史的風致ということで御答弁したいと思います。

議員がただいま分類されておりました各種の歴史的風致、これにつきましては、今後、検討する上では十分に協議のテーブルにのってくるとは想定しております。

内容は、第六次鹿島市総合計画、これが一番メインになってきますけれども、そこから、うちでいえば都市計画マスタープラン等々の庁内の関連する計画をベースとして検討していきたいというふうに予定しております。

今後、具体的な国との協議の中で歴史的風致やエリアは決まってくることとなりますけれども、検討段階ではありますが、以前からありますとおり、鹿島城址、この一帯につきましては鹿島の歴史を語る上では外せない地域ではないかというふうに現在考えてはおります。

今後、国との協議へ上げていきたいと考える幾つかの歴史的な風致といたしましては、先ほど議員の中にも重複する分がございますけれども、有明海、あるいは多良岳山系の自然環境、あと旧長崎街道の多良往還、そして鹿島鍋島藩の城下町、肥前浜宿の宿場町、祐徳稲荷神社などなどが現在の鹿島市の歴史的な風致を語る上では基本的に押さえるべき大きな項目として、それらのエリア内のハードやソフト、これらについて何をどういうふうに設定していくかという作業になってくるといふふうに現在思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

今、お話を聞いていると、もちろん鹿島市における一番大きい、それをもとに動いていくのは第六次総合計画です。それで、おっしゃったように、マスタープラン、ここのあたりが主体となっていく。ただ、聞いていますと、定義づけというか、鹿島市が設定する歴史的風致は、今おっしゃったように、鹿島城址、これはもともと鹿島中心の地といいますか、それがあります。有明海とか自然のこともおっしゃいました。そして、鹿島城址の中にも入りますが、城下町であり、重伝建地区を含めた宿場町として栄えた浜、それから祐徳稲荷神社というお答えがあったわけですが、ほかのところの認定都市、もうふえて全国で50以上になってきたかなと思うんですけど、1カ所だけしているところもあるし、複数箇所しているところももちろんあるんですが、鹿島市は面積自体は基本的に狭いんですよね。112.12平方キロメートルと。そう考えるときに、今おっしゃったのを全て詰め込んで、鹿島市全体が重点地域と考えるのか、それとも、この中から幾つかの場所をチョイスし、そして、そこを面で結んで重点区域とするのか、それをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この重点区域が鹿島市で1カ所か、あるいは複数か、市内全域かという点の御質問だと思いますけれども、現在、全国で約60の市と町がこの歴まち計画の認定を国から受けられております。重点区域の設定範囲もさまざまございまして、あくまでもこれらは国との協議で決定をされております。ただし、鹿島市でも、現在、地区設定をしております重伝建地区、あるいは街環地区と同様に、国から地区の認定を受けないことには補助金等の助成や各種優遇措置、これらを受けられないという面もございます。

このことから、鹿島市としても、今後、国との協議の中で、重伝建地区を核、つまり中心としてどういう地域にしていくかというのは最終的に国との協議の中で決定していったら、随時、御報告の機会があれば報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。（「ちょっと補足しておきましょう」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今の答弁をちょっと補足しておきます。ひょっとして誤解を与えたかもしれませんから。重点区域というのを向上計画の中でつくらないといけないと、これは法定事項なんですよ。

その区域は法律で実は決まっております、1つは、重要文化財、重要有形民俗文化財、それから名勝天然記念物として指定されている建造物の用に供される土地なんです。それからもう一つは、重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域と、非常に狭いんですよ。その周辺なんです。したがって、ちょっと誤解されたかもしれませんが、言っているのはそのとおりなんです、全体が抜けていまして、その中で国と協議するんですよ。だから、鹿島市全体でいいですかねとかと協議するわけではないと、そこだけは理解をしておいてください。

したがって、全く可能性がないとは言いませんけれども、こちらから、これだけは重点区域になっていいですよという協議は、そもそもスタートラインにはできないと。今申しあげました法律の規定で、この中という制限がありますから、かなり絞られているということでございます。

具体的にちょっと申し上げますと、例えば、鹿島市全体とおっしゃいましたから、今、伝建地区のことで関係ありますと、どこまでそれを広げられるかと。私どもの気分としては、できれば肥前浜駅、肥前七浦駅、肥前鹿島駅ぐらいまで広げられないだろうかなという感覚は持っております。ここが、今、課長が答弁しておりました国との協議の対象になるということにして、裸で協議が行われるということではないということだけ理解をしておいてください。したがって、お聞きになった方が鹿島全部なるとやなかろうかという前提でいきますと、限定的な部分から協議で広げるという発想なんですよ。最初から網かけて、その中でピックアップしていくという発想ではございませんので、この法律の仕掛けがそうならないということだけは理解をしておいていただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

市長にはもうちょっと後から御答弁いただきたいなと思ったんですけど、先にいただきました。おっしゃるとおりに、国との協議の中でそういうふうに決まっていきます。それと、おっしゃるとおりに、こっちの言い分ばかりというわけにはいかないでしょう。しかし、一番最初、これをことしの予算のときに聞いたときに私の頭をよぎったのは、市長すごいなと思ったんですよ。これを肥前鹿島駅の駅前広場の開発、それと肥前浜駅、そして、おっしゃった肥前七浦駅、ここに結びつけようとしているんじゃないかなと。それがこの歴まち法でできるのか、私もそこまでは認定都市を調べていません。ですから、それは私もわかりませんが、ただ、市長は東京のほうに出向かれ、各省庁とも面談をされているでしょう。そういう中からヒントをつかみ出されたのかなという気もするんですね。

しかし、先ほど市長がおっしゃったとおりに、できることならば肥前浜駅、肥前七浦駅、肥前鹿島駅前の整備等にも何かしら結びつけたいということですが、少しその中を掘り下げて、市長として、ここで持ち手を披露するわけにはいかないでしょうけど、市長の頭の中

にあるこの歴史的風致の維持向上、歴まち法を使って鹿島市をどのように活性化していこうと思っているのか、御答弁いただけますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

この歴まち法については、今回出てきたことがきっかけというよりも、むしろ、御質問の中にもあったように、従前にも議会で少し議論があったわけですね。その時点で考えますと、これは私の頭とおっしゃったから私の頭の中で言いますと、鹿島は点はいっぱい材料、資源はあると、この歴史に豊かなまちは。しかし、それをどうやって最終的には面にしていくかという作業が必要だなと思っておったわけでございます。最近、点としての整備、あるいは外からの評価、おおむね固まってきたらと思っております。そういうところに、どうやって全体をバランスをとりながら、よく言われますように、市内全体の資源を点から線にして、面にしていくかという手法がいろいろあるんじゃないかという中で、この議論が部内でも出ておりましたので、この際、チャレンジしてみてもはと。佐賀県では佐賀市内に前例があるだけで、私たちの県でいえば2例目になるんじゃないかと思いますが、それは特段の要件ではございませんが、法律の対象とするメリットが、これはひとつ作業をやってもいいんじゃないかなという感覚で、今回、前向きに対応をします。

ただ、この制度はほかの制度と違いまして、1つは、片方で申請をしたら3カ月以内で勝負という期限つきなんですよね。だから、今言っております国との協議というのは、実は3カ月じゃなくて、その手前なんですよ。だから、協議が調って、あるタイミングで申請を出す。そこから3カ月が勝負だと、こういうことになります。それが1点。こういうのは余りありません、期限つきで国がやるというのは。

それからもう一つは、これはゾーンを指定していく、それと助成なり補助がかなりはっきりと結びつけられております。そこに今度は関係の役所がはっきり指定されているんですよ。これがこの制度の特徴なんです。そうすると、1つメリットは、話がつけば話は早いんですよね。しかも、助成はいろいろ二度手間にならないような形で話が進められると。そのかわり、ちょっと途中でまづいたら手戻りがきかないと、そういうリスクもあります。そうでありながらも、今回はメリットがあるだろうということで踏み込んでいったわけなんです。

それと、お話があったような第六次総合計画の中で、いろんな場所、ゾーニングしていくもの、あるいは駅の整備とかが組み込まれておりますので、これと密接に結びつけていけば、かなりいい結果になる可能性は大きいということで取り組んでいこうと。担当者は正直言って長丁場になります。だから、大変だと思えますけど、しっかり頑張ってもらえば、その分、私たちのまちへのメリットは大きいんじゃないかなと、そう考えて頑張っている

ところでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。市長の答弁を聞いていて、非常に考えが深いなと私も感心をするところがあります。ただ、今お話の中にもあったかもわかりませんが、話がつけば、決着がつけば、いろんな省庁から補助をいただけて、できます。しかし、これは計画を提出した以上、これを完璧にして終わらなければならない。途中でやめようということができないという規制もここにかかってきています。

市長も、前市長のときに重伝建というのが認定を受けて、樋口市長になられてからも、その認定区域のところの整備もされてきたし、そして、今後また、どういうふうになるかわかりませんが、次の首長がかわったとしても、これは受け継いでいかなければならない事業となってくると思います。

そういう中で、今、市長がおっしゃった長丁場になる、この2年間をかけてからやるんですけど、2カ月に1回は東京のほうにも担当者が出向いて協議をしなければならない。そのところで、担当課長とか、そういうふうな体制ができた職員の方が出向くこともいいんでしょうが、そこに市長もやはり何度かはそういうふうな協議の活動をされるのか、ひとつお聞きしておいてよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

これは当然、定期的に担当者、あるいは説明する人は上京をする必要が出てくると思いますので、その前には、ちゃんときっちり打ち合わせをしていくということになろうかと思えますし、私の知っている限りでは、1つの会議で関係省庁が全部一斉に出てくるということになると思いますので、いわゆる選手が入れかわったりなんかというのは余り国のほうはしないはずでございますから、そこはわかっていますので、それなりに連絡をとるということはあるにしても、常に私がその会議に出て一々指示をするということはないんじゃないかと思っております。タイミングを失さないように、きちっと連携をとるような形でのサポートはしたいと思えますし、むしろ大事なのは、説明に行つて何と言われて、それにどう答えるかという、いわば一種の交渉のテクニックと言うと申しわけないんですけど、そういうテクニックというのは非常にこういうものでは大事になりますので、そのところは十分カバーをしたいと思っておりますけど。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

それでは、ちょっと担当課のほうにお聞きしますが、これの計画書を申請して、そして認定を受けるというふうになってきた場合は、先ほどお話をしたように、文部科学省、それから国土交通省、農林水産省と3つのところから、いろんな引き出しはあるでしょうけど、補助をこれでお願ひしたいという申請も上げるでしょう。国庫補助事業としてどのような制度をこれは利用していくのか。今、鹿島市でもよく使っているのは、浜宿などでやっている街なみ環境整備事業というもの、これをしていますね。補助率等もあるわけですが、このほかにも都市再生整備計画事業とか、総合的に言う社会資本整備総合交付金とか、さまざまなものがあるんですが、どういうふうな制度を利用しようと考えているのか。そして、その補助率はどのくらいで、市の負担がどのようになっていくのか。もちろんこれはまだ計画書の段階ですから、このくらいお金がかかるとかというのはわからないかもわかりませんが、制度を利用した場合に補助率はこのくらいですよというのを御提示できればお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

国の3省庁との協議で鹿島市がどの補助事業が該当して使えるのか、ここは答弁していたとおり、今後の検討していく、あるいは議論の中で確定していく内容と考えております。

現状、あくまでも想定される参考の事業といたしましては、今、議員が申された内容として、社会資本整備総合交付金のメニューの中で、国土交通省の街なみ環境整備事業の場合は直接事業で2分の1の補助、あるいは間接事業でも3分の1の補助がございます。あと、都市再生整備計画事業、この場合は交付率の上限が現在40%でございますが、5%上乗せして45%に拡充されるというメリットもございます。

また、国のほうでは東京オリンピックへ向けてのインバウンド対応のメニューも考えられているようですので、これらの国の各種の制度が整って、鹿島市でも利用できる可能性のある事業については検討する余地はあるとは現在考えております。ただし、具体的には、国が市の計画の案をどれくらい認めてくれるかという協議が出てまいりますので、その決定の内容次第で今後の方向性が固まってくると思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

国庫補助として、補助率が半分であったり、40%、45%と言いつつも、やっぱり市が負担する分は出てきます。ただ、この歴まち法の1ついいところは、今まで手が届かなかったこともできるんじゃないかなという期待を持たせる事業でもあります。例えば、浜のほうから要望があった城跡という、あそこの階段のところ、あれが老朽化をしている。そのところを何とかしたいという要望等を行っても、なかなかこれは補助的にも難しいということで回答を得ていたところを、そのエリアの中に入って、そこも計画の一つに上げるということは可能だろうと思っております。期待が持てる場所も本当に大きいと思いますが、それだけ、やはりまた財政的にもさまざまな——その規模にもよります。どういうふうなことをやっていくのかという規模にもよるわけですけど、そのあたりも気になることです。

ただ、ことし3月の当初予算で決まって、まだこれも歩み出したところですから、これからしっかりと注視をしていき、私もこの議会の中で、また御意見ができればなと思っております。

観光戦略についても、そして、この歴まち法についても、これからの鹿島市にとって非常に有効な施策だなと思っております。どうぞ議員のほうにもしっかりと情報提供をしていただき、そして、全員協議会等でまた協議を重ねて、いい方向に導いてくれればなと思っております。

きょうはしっかりと御答弁をいただきました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で9番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開します。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

おはようございます。5番議員の松田義太でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、私は高規格道路早期整備の取り組み、大型建設事業の方向性、鹿島市行政の未来を担う職員採用と人材育成という3つの表題を掲げ、鹿島市が直面している政策課題と私が認識している課題について質問をいたします。

まず1つ目の表題、高規格道路早期整備の取り組みについてですが、今議会の樋口市長の

演告において、「地方創生の流れの中で、各地方はそれぞれの地域の持てる力、特性を生かして対応しておりますが、その中で、とりわけ道路の持つ役割、位置づけが大きく重みを増してくるとともに、その格差が地域の経済社会の発展に少なくない影響を与えることが明確になってきました」と述べられております。

そこで、鹿島市にとって長年の課題である高速交通体系の現状についてお伺いをいたします。

有明海沿岸道路、福富－鹿島間、国道498号線、武雄－鹿島間のそれぞれについて、平成29年度の予算、事業内容についてお知らせください。

次に、大型建設事業の方向性について2点お伺いをいたします。

まず1つ目は、市民会館の建設についてですが、これまで議会において幾度となく質問があつておりますが、明確な答弁が得られていないように思います。

2年前の6月議会の一般質問において、当時の総務部長より、補助金または交付金に該当させるため都市再生整備計画の策定を進めている状況で、平成28年度に実施計画の策定、29年度は調整期間、30年度に解体着工の予定という段取りになりますと答弁をいただいております。

そこで、お伺いしますが、市民会館に関して、これまで何が決まっていて、今後、何をどのような手順で決めていくのか、時期を含めてお知らせください。

2つ目に、肥前鹿島駅舎、駅前整備など周辺開発の方向性について、これも市民会館と同様、2年前の議会において、平成27年度に交通基礎調査を行い、28年度に基本構想、29年度から30年度に基本設計、31年度が実施設計、32年度から事業着手と答弁をいただいております。現在の状況について具体的にお知らせください。

なお、財源の確保と市財政への影響については、総括質問の答弁をお聞きして、一問一答で質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、鹿島市の職員採用、人材育成について、昨日の松尾征子議員からも質問があつておりましたので、重複する部分もあると思いますが、確認の意味でお伺いをいたします。

平成18年の財政基盤強化計画、現在の行財政改革プランにおいて、平成32年度までに職員数225人の段階的削減が計画されています。これらを踏まえ、当市の今後の職員採用、人材育成の基本方針についてどのように考えておられるのか、お知らせください。

また、過去3年間の職員採用数についても、高卒、大卒、民間経験者数、それぞれお知らせください。

なお、国、県との人事交流の成果と課題については一問一答でお伺いをいたします。

以上で1回目の総括的な質問といたします。簡潔に市民の皆さんにわかりやすい答弁をよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。岸川都市建設課参事。

○都市建設課参事（岸川 修君）

私のほうからは、有明海沿岸道路、福富―鹿島間と国道498号の整備状況について御説明いたします。

佐賀県側の有明海沿岸道路は、大川佐賀道路、佐賀福富道路、福富鹿島道路の3つの道路で構成されております。その1つである福富―鹿島間、福富鹿島道路については、延長約10キロの道路であり、平成26年度末に環境影響評価の手続きが完了しております。平成27年度からは事業化に向けた準備として現地調査や測量に着手されており、特に平成28年度からは軟弱地盤対策の検討を進められております。今年度も引き続き軟弱地盤対策の検討をやるかと伺っております。

予算についても、平成28年度、平成29年度ともに、当初予算ベースでございますが、30,000千円が計上されており、事業化に向けた準備が着々と進められております。

この道路は、鹿島としても、市の産業、経済の発展のためには、佐賀、福岡方面へのアクセス道路として重要な道路と理解しているところでございます。

この道路については、佐賀地区建設関係合同期成会などによる要望活動として、佐賀県及び議員連盟と一体となって国土交通本省や県選出国會議員へ要望活動を実施しているところでございます。今後も引き続き整備促進のための効果的な要望活動や情報発信を行うこととしております。

次に、国道498号でございますが、国道498号については、鹿島市を起点とし、武雄市、伊万里市を経て、長崎県佐世保市に至る約60キロの幹線道路でございます。国道498号の整備状況は、伊万里市域では大坪バイパス、松浦バイパスが既に開通しており、現在、武雄市域の若木バイパス約3.4キロを平成30年夏の開通に向けて鋭意工事を進められております。

この道路は、有明海沿岸道路と同様に、鹿島市としても、市の産業、経済の発展のためには、長崎自動車道とのアクセス道路として重要な道路と理解しているところでございます。

こちらについても、沿線市町である伊万里市、武雄市、嬉野市、鹿島市の4市で構成している国道498号整備促進期成会において佐賀県に対して要望活動を行っているところでございます。

いずれにしても、有明海沿岸道路、国道498号は鹿島市の産業、経済の発展のためには重要な道路と認識しておりますので、引き続き早期事業化、早期着工に向けて要望活動を一生懸命進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

松田議員の2つ目の大型建設事業の方向性についての市民会館の建設についてお答えします。

これまで何度かお話をさせていただきましたけれども、まずはこれまでの経過について少し触れさせていただきたいと思います。

平成25年度に市内の主要団体、利用団体、公募市民、学識経験者から成る鹿島市民会館建設研究会が組織され、そこで、建設の是非を初め、建設場所、規模、機能など市民の視点から意見交換が行われ、総論として市民会館建設に関する判断を是として報告がなされたところでございます。

それを引き継ぎ、今度は市民会館の建設に向けた基本構想及び基本計画等を検討するため、市民の視点と利活用の専門的見解を含めた意見交換を行う場として設置されたのが市民会館建設検討委員会で、平成26年度に9回にわたり議論を重ねてこられました。そして、平成27年3月に新鹿島市民会館建設基本構想・基本計画の提言をいただいたところでございます。

現在の市民会館といいますと、昭和29年から30年の鹿島市合併のシンボリック的存在として建設が計画され、昭和41年に完成、文化の殿堂としてこれまで鹿島市民の交流の場、文化活動の発表の場等、鹿島市民の融和に大きな役割を果たしてきました。しかし、建設後50年近くが経過し、老朽化が進み、空調や音響のふぐあい、それから舞台が狭いとか、客席の椅子も幅が狭く相当傷んでいるとか、トイレの数などのほかに、バリアフリー対策、建築基準法のたび重なる改正による既存不適格部分の未改修など、部分的な改修で追いつかない状態となっております。また、生涯学習センターエイブルホールでは、客席数が300席と収容人数が少なく、これが市民会館の大ホールのかわりになることは考えにくい状況であります。

そういった中で、建設の方向で検討した場合、財源をどうするかということで、より有利な国の補助事業を活用することで進めてきたところでございます。この交付金を受けるためにはいろんな条件がございますので、その条件に合うような施設の位置づけをしなければなりません。そういうことで、これまで社会資本整備総合交付金を活用することで調整を行ってきたところでございますが、実情、かなり交付金の額も少なくなっているような状況でございまして、先ほど松田議員言われたように、スケジュール的には基本構想の提言書では今年度は設計等に関する調整期間ということになっているところでございますが、作業はおくれているところでございます。

そこで、市の今後の財政負担も視野に入れながらの作業になりますが、検討委員会で報告された基本構想・基本計画では、市役所、エイブル及び新世紀センターと同じ中川エリア内にあるということを生かし、市民の交流並びに防災の機能を果たすための施設として位置づけられ、これらの機能を持った施設として整備するとされております。検討委員会で提言されたような、いわゆるさまざまな機能を持たせた整備をすることと、それと、市民の皆様が一番に要望している施設がホールでありますから、例えば、ホールに特化した建物にすると

か、そのように、規模をどの程度にするのか、どういった感じの建物にするのか、なるのかという幾つかの具体的な案をまた検討委員会のほうに示して、まずはそこで検討委員会の意見を聞きながら、再度方向性を明確にして、その後の作業に入っていきたいというふうに考えております。

続きまして、3つ目の鹿島市行政の未来を担う職員採用、人材育成についてということで、まず、採用制度について若干触れさせていただきます。

正規職員の採用は、地方公務員法に基づき、競争試験、または選考により行うことと定められております。採用のための競争試験、つまり採用試験の目的及び方法は、職務を遂行する上で発揮することが求められる能力、そして適性があるかどうかを判定するために行うものであります。

採用に当たり鹿島市では、以前は市内に住民登録をしているか、学生等で一時的に居住している場合に限るなど住居要件を満たすことを条件としておりました。しかし、広く人材を集めるという観点から、平成23年度以降、採用後、鹿島市内に居住できることを要件として、市外居住者でも受験できるようにしたところでございます。

試験区分は、一般事務、土木、建築、保健師などの職種ごとに募集し、毎年、退職者や業務量の状況により募集する職種、採用人数は異なります。また、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の業務が多様化する中で、個々の地方公共団体がその必要とする人材の確保を円滑に行うためには、競争試験の方法についても、それぞれの地方公共団体の自主的判断に基づき、筆記試験、その他の方法により行うものとするのが平成26年の地方公務員法で改正されております。

そこで、鹿島市においても、行政課題が多様化する中、新卒者では困難な業務を即戦力として民間経験を経た人材、そして、定住促進のため年齢制限を引き上げ、社会人枠の採用を実施しているところであります。

鹿島市では、先ほど議員おっしゃいましたように、行財政改革大綱、財政基盤強化計画の実施によりまして、平成17年度の職員数から10年後の平成27年度末までに60名削減し、225名の体制にすることとしておりました。実際には平成28年度当初で再任用の職員2名を除いて234名、平成29年度では再任用6名を除いて231名となっております。これは地方分権の進展に伴いまして、計画当初にはなかった新規の事業や業務の複雑化などにより計画どおりの削減が困難となってきたためで、採用計画を見直し、平成32年度まで延長をしているところでございます。

職員採用の状況ですけれども、高卒、大卒というような試験の区分はございませんが、これまで過去3年でいえば、新卒の高卒で土木技術職を過去、平成27年度1名、28年度でも1名、今年度が土木技術が2名、一般の行政職で1名、それから、社会人枠としまして、27年度と28年度に合計で4名の採用を行っているところでございます。

それから、人材育成についてどう考えているかということでございますが、鹿島市の将来像や行政のあり方等を踏まえながら、政策形成能力や創造性、それから法務能力など職員の資質の向上を図って、持っている可能性、能力を最大限に引き出し、これからの時代に求められる職員になるために人材育成は重要なことと捉えております。

そこで、鹿島市では、平成10年に人材育成基本方針を策定し、郷土を愛し、郷土に生きることに誇りと自信を持つことを理念とし、職員の仕事に対する意欲向上を図り、真の行政のプロを育成することといたしております。

また、平成24年度から2年間の試行期間を経て、平成26年度から本格的な人材育成のための人事評価制度を導入しております。地方公務員法の改正によりまして、平成28年4月から人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用されることが必要であるとされておりますので、今後、人事評価をいろんな面において活用していきたいと考えております。

そのほかにも、職員研修の充実にも力を入れ、各種研修の開催、派遣研修、自主研修などの奨励を行っているところであります。

具体的な研修としましては、採用時の新採職員研修、それから、在職年数や職務、階級ごとの研修、行財政、法務、税務などの実務研修、接遇研修、パソコン研修、同和研修、それから、派遣研修としましては、千葉県にあります市町村職員中央研修所、滋賀県にあります国際文化研修所、市長会主催の役職ごとなどの研修、希望職員による自主研修など多くの研修機会を持っているところでございます。特に、新採職員については、一日も早く行政のプロとして活躍してもらうために研修の機会をより多くしているところで、市独自の研修、それから、佐賀県の研修所を利用した宿泊研修、田澤記念館主催の民間企業の新採と一緒にユースカレッジ研修など、鹿島市の地域に根づいた人材となっただけよう参加をしていただいているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

私のほうからは、肥前鹿島駅舎と駅前整備などの周辺開発についてお答えしたいと思います。

まず初めに、現時点における進捗状況について御説明したいと思います。

肥前鹿島駅を含めました駅周辺の整備については、鹿島市議会まちなか活性化特別委員会、あるいはJR肥前鹿島駅周辺整備検討委員会からの以前からの御提言に基づいて、まずは第1期の先行着手した事業といたしまして、ハード面では、平成24年度に駅構内バリアフリー工事で駅のホームのかさ上げ、エレベーター設置、スロープ設置を完了して、引き続いて平

成26年度には駅公衆トイレ新築工事が完了して、利用される方々からは好評を得ております。

そして、ソフト面では、先ほど議員申されたように、平成27年度に肥前鹿島駅の利用実態の基礎調査といたしまして、電車の乗降者数、時間帯の推移、送迎自動車の台数、駅駐車場利用者数など駅利用の各種動態調査が終了しております。主な利用者が通勤・通学者というデータ結果も出ておりますが、近年では国内、海外からの観光客も多くなっている状況を示す観光データも出ております。

ただし、現状の課題といたしまして、九州新幹線長崎ルートの開業が2022年、平成34年度の予定とされておりますので、JR長崎本線の利便性の維持向上の計画策定とも連携を図りながら、駅舎、駅前広場については、その目的、あるいはスケジュール等に基づいて市としても協議、推進していかねばならないために、今後は市民の皆様の御理解や御協力を得ながら新幹線の開通を見据えた整備方針を検討していく必要がございます。

今後の進め方、スケジュールにつきましては、現在、市内の3駅構想をまとめるために、日向市駅、あるいは長崎駅、熊本駅などの整備に携わられた学識者の方々との協議を継続して行っておりまして、各駅の位置づけや機能、市民の御要望などを勘案しながら、もちろん新幹線の動向にも注意を払って各駅の駅舎や駅前広場の構想を全体的に練っていく必要もございます。

この中で、今回の肥前鹿島駅の駅舎、あるいは駅前広場については、平成27年度はスケジュール調整で後ろへ若干スライドはいたしておりますけれども、これは議会のほうにお諮りしているとおり、第六次鹿島市総合計画に掲げる平成32年度の基本設計着手を目標に、30年度から31年度に基本構想と基本計画、32年度に基本設計、33年度に実施設計、できれば34年度からの工事着工の目標、予定で取り組んでいきたいというのが現状における計画でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

これより一問一答でお願いいたします。

まず、道路整備についてですけれども、先ほど答弁をいただきまして、有明海沿岸道路、福富―鹿島間については、平成26年度に環境影響評価が完了し、昨年度、今年度は事業化に向けた測量、現地調査が進められているということで答弁があったと思いますけれども、実際、市民の皆さんからよくお話を聞くのは、いつごろに着工がされるとやろうかと、また、沿岸道路の福富から鹿島まではいつぐらいに通るとやろうかというお話をよく聞いております。実際、測量、現地調査、事業化に向けて進んでいる状況で、今後のですね、これは予想になるんでしょうけれども、大体どのくらいを私たちは考えておくべきなのか、お伺いをし

たいと思います。

○議長（松尾勝利君）

岸川都市建設課参事。

○都市建設課参事（岸川 修君）

お答えいたします。

福富鹿島道路の着手時期なんですけど、何年後というのはちょっと明確にはわからないんですけども、現在工事中の佐賀福富道路、六角川を渡って福富インターチェンジまで、その整備後の展開にはなってくるのかなど。道路はつながってこそ整備効果が出てくるものと思っておりますので、まずは佐賀福富道路の集中投資の整備が先決かと思えます。

福富鹿島道路においては、先ほども説明したように、今、事業化に向けて軟弱地盤対策の検討を進められておりますので、少しずつではありますが、着実に事業は進んでいる状況と思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

まずは佐賀一福富間だと思いますが、当初、佐賀一福富間に関しては平成30年度の開通を目標にやられておりましたが、昨年6月に芦刈南インターチェンジの崩落によって事業のほうに少しストップをしてきたと思います。実際、平成30年度は難しいということで県のほうも話っておりますけれども、そしたら、この道路が大体いつぐらいまでにできるという計画というか、そういう情報というのは市のほうに入ってきているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岸川都市建設課参事。

○都市建設課参事（岸川 修君）

お答えいたします。

佐賀福富道路の芦刈南インターチェンジが昨年6月の大雨で陥没いたしました。そこについては、佐賀県のほうで学識経験者とか国土交通省の九州地方整備局、県の技術担当で構成する軟弱地盤対策工法技術検討委員会のほうで路面陥没の原因究明、対策工法の検討も終わって、平成29年3月から復旧工事に着手されております。

芦刈南インターまでは、新聞の報道等によれば平成30年の夏ごろには開通させたいと。その先の六角川を渡って福富インターまでは、先ほども言われたように、当初は30年度と言われていましたけど、軟弱地盤対策というのはやっぱり物すごく公金もかかるということで見直しをされておりますので、いつまでに福富インターまでというのは今は情報が入っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

なかなか工事が進んでいない状況がありまして、福富―鹿島間の事業化に向けた測量、現地調査は進められているが、着工の時期がわからないというのが多分現実だと思います。

ここを1点ちょっと押さえたいと思ってお聞きをしたいのは、実際、福富―鹿島間は国の事業採択になっているのでしょうか。国の事業採択になるというのは、着工をした時点で国の事業採択になるのか、現時点で事業化に向けた測量、現地調査が進められているので事業採択になっていると捉えていいのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

岸川都市建設課参事。

○都市建設課参事（岸川 修君）

お答えいたします。

福富鹿島道路ですね、採択はされていると。この道路は地域高規格道路という制度の中で整備を進められていまして、整備区間という位置づけをされています。整備はいずれはされると。ただ、今のところ工事を着手するための事業化には至っていないというところが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

お昼を挟みましてので、午前中に岸川参事のほうに有明海沿岸道路の福富―鹿島間について答弁をいただきました。

そこで、市長にお伺いをしたいと思うんですが、演告の中で、先般、熊本市で開催された九州国道協会において国への主要な要請課題として取り上げられたと述べられましたけれども、このことが有明海沿岸道路、また、国道498号線の今後の早期整備に向けてどのような影響があると思われましますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

先月、九州国道協会が熊本で開催されました。そのときに10項目ほどの決議が行われたんですよ。ことしの決議はこれまでの決議と少し性格というか、違いまして、決してこれまでが形式的過ぎたとは言いませんけれども、2つ違っていたと私は思います。1つは、去年、熊本地震がございましたね。それに関連しての、例えば、援助のときの交通の問題とか避難の問題とか、そういうことを含めて、熊本地震があったことについての影響があったと思います。2つ目が、佐賀だけじゃないんですけれども、原発の議論がことしは去年と比べて、具体的な避難とかということでしたらと思います。これは想像なんですけれども、そういうことが影響したんでしょう。この2項目が政府に要請をする中身として入っておりまして、特に重点を置くということです、10項目のうちの2つ入っていたといいますのは。

逆に、御質問のほうからいきますと、従来は紙を持って行って要請して、こう書いてあります、ああ書いてありますとやるんですけれども、今回の場合は特に、今の2点の部分に影響を受けた点について、これは全体の意見ですからね、国道協会のメンバー全部の意見としてまとめられたので、主張できるとしております。

その中身は、熊本地震の関係ではミッシングリンクということがはっきりと明示されています。これは話がちょっと横に行きますが、私が国交省に行って沿岸道路の話をしたら、ああ、また来たかという話になってしまうんですけれども、それはそれとして、それ以上にことしはバックがちゃんとついていきますよという話ですよ。原発の議論を踏まえては、命の道という言葉が入っております。それが違うんじゃないかと思えます。

具体的に、昨年秋、国土交通省に行きまして——もちろん何度も行ってあります。お話があったように、10回も行っていないんですけれども、年に3回か4回は行っているんですよ。それは大概が沿岸道路の話です。昨年秋、石井国交大臣に直接申し上げたことを御紹介したほうがいいと思いますけれども、沿岸道路はなかなかちが明かないと。いろんな事情もあるだろうけれども、どうも国土交通省は鹿島に冷たいんじゃないですかと私は大臣に直接言ったんですよ。その場では若干しーんとなりましたけど、後で、道路局長だったと思いますけれども、樋口さん、あれはどうも言い過ぎじゃないかみたいな話があったんですけれども、これはきょうの本筋じゃありません。やはりそのくらい言いたいような気分だったわけですよ。同じことを何度言ってもちが明かないと。さっき言ったように、ことしは少しまた決議が違いますので、もう少し元気出して言っていきたいと思います。

それで、大臣がそのときに話をされたことをちょっと紹介しておきますと、御承知かもしれませんが、大臣は国土交通省の役人だったので、ほかにいろいろしゃべったことも大体おわかりになるし、私の意味するところもおわかりになったと私は思っておりますけれども、

こういうふうに話があったんですよ。1つは、ああいうのをどこの場所を採択していくかというのは、やっぱり優先順位があるから、それは少々理解をして我慢してねという話が1点ございました。もう一つは、熊本の地震の後、自分も熊本に行っただと。そのときに、国道はもうずたずただったよと。しかし、沿岸道路がちゃんとあったので、バックアップする道路として大変役割を果たしてくれていたと自分は思うと。そこから見ると、ミッシングリンクがあると、本来の沿岸道路はもともとぐるっと回ることですから、そういう役割を果たさないといけないのに、まだできていないと。しかも、これからの重要性はよく認識をしていると、そういうお話がございました。

だから、そこを考慮すれば、具体的にどうなるかということとは別にして、国土交通省に従来以上にこの地域の、つまり竜王崎から諫早までの間についてミッシングリンクになっているということについて、従来もよく知られていて、国交省の中ではこの話は有名な話ではあるんですけども、従来以上に皆さんの頭にちゃんと刻みつけられたし、僕が行ったら何度も同じことを言うと思いますから、これからも刻みつけられていくんじゃないかと思います。とすれば、少しずつ全体の道路がね、道路行政が動くときに、ああ、鹿島は何とかしてやらんといかんねという話になる力になるんじゃないかと、そういうふうに思っていますけれども。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

2年前の議会においても、市長のほうから4つの壁ということで、1つの壁として、この高速交通体系、沿岸道路なり国道498号線の話が出たと思います。それから再三にわたり要請活動をやられてこられたと思います。そういう意味で、きょう担当の参事のほうからも答弁がありましたけれども、少しずつではありますけれども、予算のほうはついてきておりますが、今後はぜひ一日でも早い着工がなされるように、市執行部、また議会も含めて要望活動なり早期着工に取り組んでいくように頑張っていかなければならないと思います。

それでは、次の市民会館建設について質問をしたいと思います。

答弁をいただきまして、以前の質問もありますけれども、当初、建設費が30億円、解体費用が3億円ということで算出をされておりました。ただ、このときは概算でという説明であったと思いますけれども、その概算の中身でも結構ですので、建設費の約30億円の財源内訳をその当時どのように見ておられたのか、国、また市費からどのくらいの財源を持っておられたのか、まず最初に質問をしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

33億円の内訳ということでございます。総事業費が33億円で、国ですね、社会資本整備総合交付金が840,000千円、市債1,134,000千円、一般単独債、これが9億円でございます。一般財源として426,000千円という財源内訳となっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

最初の総括質問の答弁において、交付金の状況が当初描いていたよりも思わしくないということで、この市民会館建設における補助金がなかなか厳しいのではないかという答弁があったと思います。その中で、今議会の議案審議の中でも、私は今の鹿島市の財政状況をどのように見ておられるかということで質問させていただいて、答弁として、楽観はできないが、バランスをとりながら今後の財政運営に努めていきたいという答弁であったと思いますが、現時点において担当課として、市民会館をもし今建設するならば、市の持ち出し分の限度額はどのくらいを見込んでおられますか。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

建設をしたら市費持ち出しがどれくらいになるだろうかというふうな御質問だったかと思えます。

午前中におきまして総務課のほうから、規模をどうするのか、今後、検討委員会の中でお示しをし、方向性を明確にしていくというふうな答弁でございました。

財政サイドといたしましては、幾らぐらいなら市費を出せるのかということではなくて、検討委員会の中で検討、協議を今後なされていく中で出された案等を財政面においてシミュレーションをして、限られた財源を有効かつ中長期的に見通す中で、情勢等の変化もございませので、中期財政計画については毎年度見直しをしております。そういう中で、修正、または見直しをして、適時、中期財政計画等を十分に見ながら、その中に反映をさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

答弁いただきましたけれども、私はちょっとその考えは違和感があります。検討委員会が

決めるわけではなくて、これまで検討委員会の中で市民会館をどう建てるか、どのような内容にするかという検討はされましたけれども、議会と検討委員会との意見交換の中で予算面は考慮をされていなかったという話がありました。そうであれば、確かにいいものをつくりたいということで検討委員会で練られたプランであるかもしれませんが、逆に、市の財政規模が今どのような状況で、建設費にこのくらいを考えているということがなければ、検討委員会と市が考えている市民会館の内容はギャップが非常に大きくなると思います。検討委員会が33億円、35億円でもいいと、いいものをつくってくださいともしなるとすれば、そのときに市はどうするのか。私は逆で、市としてはこれだけ厳しい財政状況で、このくらいの財源を見込んでいるから、この状況下で検討委員会で練ってくれというのが私は基本的な考えではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

確かに検討委員会の中では予算を考慮しなかったということで、どんな建物ができるかという、いわゆる夢を描いた市民会館だったと思います。それで、その検討委員会の報告書の中にもありますように、今後、建設するに当たっての課題というのが建設費、今後のオリンピックを目前にした建設コストの問題と、それから、国の補助事業の採択がどうであるか、設計者の選定とか建設スケジュールとか、そういったものを課題として上げられております。今まさにそういったところの課題に担当部局としては直面しているわけでございます。

ただ、検討委員会で示された提言、これは尊重しなければならないとっておりますので、今後、それと財政面とを考慮して、もし検討委員会で示された規模がどうしても財政的に難しいということであれば、変更するようなことであれば検討委員会にフィードバックさせて、こういった案になりますけれどもどうかということをもう一回検討していただかなければならないと思っております。

ですので、こういった作業を今やっているところでございますので、まさに財政を考慮しなかった部分と財政を考慮した部分とを今から突き詰めて次のステップに行かなければならないというふうに認識しておりますので、その作業を今やっているというところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

答弁いただきましたけれども、最初の総括質問でも申し上げましたが、2年前に私が質問をしまして、平成28年度に実施計画の策定、29年度は調整期間、30年度に解体に着工という

段取りになると、これは予定ですけれども、そういう答弁がありましたけれども、それから余りにも時間がかかっているという気がしてならないんですよね。実際そこまでの期間を定めてやるということであったわけですが、確かに国の補助要件、公金を含めて厳しい財政状況はわかるんですが、少なくとももう少しスピードアップをして、ある程度の目安をつくらないと、そしたら、いつまでかかるのかということになると思います。

そこで、ちょっと視点を変えて質問しますが、答弁にもありましたけれども、現市民会館の空調、館内の設備、また、耐震等を考慮した場合に、担当課として現市民会館の使用期限、リミットを大体どのくらい見ておられるのか、それが平成30年なのか、31年、35年なのか、その辺のことをどのように考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

今の市民会館がいつまでもつかという御質問だと思いますけれども、これははっきり言って、いつまでもてますよというような明確な答弁はできないんですけれども、老朽化が進んで50年過ぎていきますので、いつ空調が壊れて稼働できなくなるかもわからない、また、椅子も大きく傷んでいるというような状況でございます。また、去年の熊本地震によりまして天井の基準が変わっておりますので、そういったことを踏まえすと、安全性を考慮すれば、できるだけ早く廃止の方向に持っていきたいと思っております。

スケジュール的にいえば、31年度に解体ということでございますので、平成30年度末、平成31年3月までを使用期限とスケジュール的にはなっておりますので、こういった方向で今進めているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

もしそうであるならば、もう一点お聞きをしたいと思うんですが、30年度から31年度ということになれば、市民会館を解体、また建設という決定をして、新しい市民会館ができるまでに大体2年から3年は要すると思うんですよ。そうなった場合に、現在、市民会館大ホールを利用している市の行事であったり、民間の行事等もありますので、この辺の対応をどうするかというのも早急に検討をしていかなければならない時期に入っていると思うんです、もう29年ですから。

ですから、そういうところの検討、対応について、今現在、担当課でどのような話し合いが行われているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この市民会館、特にホールですけれども、これは使用の予約を約1年前からすることになりますので、もし廃止を決めれば、1年前から皆さんに周知をしなければならないと思っております。

今現在、ホールでの主な公的行事では、4月には消防団の入退団式とか、昨年度までは戦没者の追悼式とか、それから中学校のサマーコンサートとか、福祉のつどいとか、そういったさまざまな公的な行事があります。それ以外でもいろんな高校のコンサートとか保育園の発表会とかありますので、そういった方々に廃止の1年前には周知を図るというふうに予定をしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

市民会館の建設については、いろいろなことが伴うわけなので、やはり早い段階での対策というのが必要になってくると思います。使用期限等について先ほど説明をいただきましたけれども、平成31年ということであれば、新しい市民会館の建設をどのようにやっていくかということ、少なくとも平成29年度には具体的に決めておかないと私は厳しいのではないかなと思います。壊すのは壊したけれども、まだ建てるか建てないか、規模も決まっていないうですよということが果たしていいのか。私は少なくともある程度の道筋は立てておかなければならない、その年だと思っておりますけれども、ここは市長、どのようにお考えになられますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

全体として、おっしゃるとおりなんです。当然急がなきゃいかんと、これはある意味でテーマになっていますからね。

今の質問にお答えするに一番いい頭の整理は、まず、ほぼ固まっていることは何だろうか。そうすると、このエリアにつくる、今の場所につくる、これが一番コストパフォーマンスがいいだろうと、これが1つです。それから2つ目は、市民がどういうものを望んでおられるか。全体として、あれも欲しい、これも欲しいという御要求もあるわけですが、本当にコアなものは何だろうか。一番ネックになるのは、やっぱりホールなんです。そうすると、そのホールとプラスアルファにするのかどうか、これは固まっていないというか、今からの議論だと思います。逆に言うと、ホールはつくらざるを得ないだろ

う。ホールのない市民会館というのは考えられないと。3つ目が、これも大事なんです、期限なんです。それはなぜかといったら、今あるものの安全・安心という面からして、ずっと延ばしていったいい話ではないと。この3つはおおむね固まっていると。

じゃ、これから絞り込むことが何だろうか。1つは、ある意味で卵と鶏の関係なんです、規模が決まらないから財政が決まらないのか、幾ら使えるかわからんから規模が決まらないのか、これは難しいんですけども、ある意味では同時に決めろということかもしれません、一言で言えば財源の枠ですよ、これは今から早急に絞り込まないといけない。2つ目が、施設の条件といいますか、材料と言ってもいいんですけども、例えば、検討対象にしていますけど、PFIでいくのかとか、あるいは極端に言うと全部木造でいいじゃないかとか、いろんなことがありますけど、そういう材料とか施設の条件をつくと、これも早急に絞り込まないといけないと。3つ目が、既にエイブルという建物が存在をしていて、あそこに小ホールがございます。当初あれをつくったときには、市民会館と連携をとるということが一応想定の中に入っていたわけですね。そこで、どういうふうに連携させるか、これはかなり早い時間に絞り込まないとこれからの作業に十分な対応ができないと。

そこで、今からやらないといけないこと、これは課長も答弁をいたしておりましたが、幾つかの具体的な選択肢を絞り込みまして、それとスケジュール、あるいはさっき言っていた規模とか財源、用途の組み合わせ、これである程度お見せしないと、皆さん、何か幻の市民会館みたいな感じだったら、なかなか議論が進まないんじゃないかと思っております。したがって、そういうことを念頭に置きながら今作業をやっています。

1つだけ若干想定した時間よりおくらせていますのは、1つは、この期間に大きな震災があったり、オリンピックをやるからというので、そちらのほうに資材とか人手をとられておる、これも事実なんです。だから、経費が恐らく上昇している。まだ細かい積算はできていませんけれども、それに合わせて国の制度も、どうも地方創生と言いながら都市集中型になってきていると。私たちとしては、この施設は6つの町が合併したシンボルの施設ですから、それは市民の皆さんのニーズを頭に置きながら、どういうものがそれにふさわしいかなと、ぎりぎり建てられるものを今から設計していかないといけないと。ただ、大規模なものであることは事実ですよ。そうすると、当然のこととして、財源が制約を受けるでしょうと。そういう変数が幾つかある中で、なるべく早くこれを決めていくということだと思えます

したがって、冒頭お話ししましたように、もう固まっているものもありますし、市民の皆さんから、例えば、建てるか建てないかという議論は既に終わっていますので、どういうものをどうやってつくるかという次のステップを早く決めて御提示をするという段階に来ていると思えます。

ただ、その時間が少しおくらせているのは、さっき言いましたように、想定外のいろんな出

来事がマイナスに働いていると、そういうふうには理解をしていただければと思います。今、担当のところではしっかりと作業を進めておるといことです。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

今後、この事業を進めていくためには、どうしても財源というのがありますので、そこをどうクリアしていくのかというのが担当課、企画財政課を含めて検討課題になると思います。

県外の市民会館等を勉強させていただいて、いつも思いますのは、市長と議会の中でも議論をしたことがあります、やはり合併特例債があるのとないのでは全く違うと。その使えるかどうかというのがありますが、過去を言うわけにはいかない、今はそれができない形でいかに鹿島市にとっていいものを、また、身の丈に合ったものをつくらなければならないと思います。

これは以前にも言いましたけれども、先ほど市長の答弁でもありましたが、市民会館を新しくつくるとい発想よりも、エイブルの大ホールをつくるということで考えていくのも一つの方策ではないかなと思います。会議室等については、「かたらい」も整備しましたし、新世紀センターも整備をし、海道するべもあって、また、七浦には交流館もできて、鹿島市で会議をやるということであれば、それだけのものは鹿島市には備わっている。先ほどいみじくもおっしゃいましたけれども、何が足りないかといえば大ホール。700人から800人が入る大ホールをつくらなければならないと思います。その中で、現在の鹿島市の財源、財政に見合った形で市民会館建設の方向性を打ち出していきたいと思います。

財源、財政ベースについては、もう一点お聞きをしてからお伺いをしたいと思いますので、次に、肥前鹿島駅舎、駅前整備についてお伺いをいたします。

これも以前の議会でお伺いをしましたが、答弁の中でも、第六次鹿島市総合計画、平成32年度に事業着手と明記をされております。この駅前整備等の面積は、当時、昭和28年に都市計画決定された2,800平方メートルを基本にという答弁があったと思いますが、今でもこの整備計画の面積については変わりはないということでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

駅前広場の整備につきましては、基本的に都市計画決定をした2,800平方メートル、ここで今後も考えていくということで、今のところ変更は考えておりません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

本来なら駅舎の整備とか駅前広場の整備、また、周辺の開発についてお聞きをしたいと思いますが、まだそこまでの構想等ができ上がっている状況ではないと思いますので、また改めて質問をさせていただきたいと思います。

そこで、午前中の伊東議員の質問の中で歴まち法の話があったと思いますが、その市長の答弁の中で、ゾーニングとして肥前鹿島駅、肥前浜駅、肥前七浦駅までできればという話が少しあったと思います。これらも考えたときに、これまで第六次鹿島市総合計画において、駅舎の整備であったり駅前広場の整備等も盛り込まれていましたが、この辺とリンクさせるのか、それとも、この辺の整理は今後されると思いますけれども、どのような見解を持たれているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この3駅の構想について、伊東議員の御質問にありました歴史まちづくり、結局、歴まちの計画とリンクするかどうかという御質問だと思いますけれども、これは基本的に歴まちの申請内容には鹿島市の3駅構想も入れる案ということでつくっていきたいというふうに現在考えております。

これは昭和の初めに長崎本線が開通をいたしまして、鹿島の玄関口として、肥前鹿島駅、肥前浜駅、肥前七浦駅、この3駅がそれぞれの役割を担って、歴史的にも現在まで続いて利用されてきたという経過がございますので、今後どういう申請内容にするかも検討していきたいというふうに思っております。

鹿島の3駅整備については、歴まち計画の対象となるかどうか、こちら辺は重要な部分でございますので、当然、これを含めて県との協議の際に相談していくということも現在考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

これらの状況の動きについては、もう少し時間がたってから質問させていただきたいと思います。

それでは、市民会館の建設、駅前の整備等について企画財政課のほうにお聞きをしたいと思いますが、平成28年度にいただきました鹿島市の中期財政計画の中を見ていまして、そこ

に地方債残高の推移が平成27年度から平成33年度まで掲載をされております。きょう質問させていただいた市民会館、また、駅舎、駅前広場の整備等の予算というのはこの中に盛り込まれているのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

平成28年度中期財政計画の中に、新市民会館及び鹿島駅舎整備等が含まれているかどうかという御質問でございますが、本計画につきまして、これらの計画は中に含まれております。以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

そうであるならば、もう一度お聞きをしますが、当初、33億円の市民会館の概算での数字が出ていたと思いますけれども、基本的に中期財政計画には、この予算はある一定限度は含まれているということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

新市民会館建設におきます事業費等については、ある一定額は含まれております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

そうであれば、また今後質問していきたいと思いますが、鹿島市において大体どのくらいの予算が計上できるのかというのは出てくると思います。もうそんなに長くない時期に一定限度の財政的な見込みは出てくると思いますので、その時点でまた改めてお聞きをしたいと思います。

もう一つ、財政運営上、今後、内容は違いますが、市庁舎の耐震、また、以前説明をいただきました公共施設等の管理計画においても、計画的な維持管理への多くの予算が今後必要になってくると思います。その辺を含めた上で中期財政計画及び今後の財政運営を考えていかなければならないと思いますが、その辺について企画財政課としてはどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

それは財政運営に関する全体的な考え方ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

お答えをいたします。

本市の財政構造につきましては、やはり市税とか地方交付税、もしくは交付金、国庫支出金等に依存する形となっております。歳出面におきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、公共施設整備、または都市基盤整備など財政需要の増が見込まれております。このような中、第六次総合計画の本格化、加速化に向けて、また一方で、この財政を計画的かつ安定的に運営していくためには、やはり財政運営なり、その基盤をつくる必要がありますし、今後、経済とか景気変動等にも耐え得るような財政体制にしておく必要があろうかというふうに考えております。

考え方ということでございますので、財政運営は、やはりバランスが大事だと、一言で言えばバランスだというふうに考えております。収入とか支出、または市債、基金、これらのバランスをいかにとっていくかということをご日常ごろ考えているところでございます。

そういう意味におきまして、行財政改革プラン、もしくは毎年度ローリングをいたしております中期財政計画で最新の情報を入手し、修正をし、見直しをしていきながら、その時々に応じた効率的、効果的な財政運営を図っていくことが必要であると考えております。

それともう一点が、財政のデータ、もしくは財政指標ですね、こういった検証システムのビルトインといいますか、組み込みをいかにしていきながら、鹿島市の財政状況、もしくは体力がどうなのかというのを日ごろからチェックしていきながら、後年度負担にも耐え得るような、または行政サービスの維持向上を図るために、先ほど申しあげました検証等を図っていきながら、より安定した財政基盤をつくっていくことが必要かというふうに考えています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

財政運営は非常に厳しいかじ取りになると思います。その上で、近いうちに市民会館の事業費等も計上されると思いますので、それについては議会の場でまた質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、職員採用の状況についてお伺いをしたいと思います。

今回の一般質問に際して資料提供をいただきまして、財政基盤強化計画、行財政改革プラ

ン等の職員数の推移ということでいただいておりますが、確かに一般職の職員の方は段階的に削減をされておりますけれども、嘱託職員の皆さん、また臨時的職員の皆さん、再任用の皆さんを入れると、こちらのほうは逆に人数がかなり伸びてきている状況にあります。平成25年4月1日と平成29年4月1日を比べれば、一般職は約13名の減になっておりますけれども、再任用プラス6名、嘱託職員プラス15名、臨時的任用職員7名、計28名、トータルですると、職員数の推移でいえば、平成25年4月1日が294名、平成29年4月1日が309名、プラス15名になっています。これについては担当課としてはどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

一般職の人数は減っているけれども、嘱託職員、再任用職員、臨時的任用職員を合わせればふえているということでございます。その要因としまして、やはり財政基盤強化計画、行財政改革大綱において、計画当初になかった新規の事業、そういった事業がふえていることが要因にあるかと思えます。

例えば、6次産業化に伴う新たな産業支援課の設置、産業活性化施設の整備とか、ラムサール登録に伴うラムサール条約推進室の設置、それから、福祉部門においては、市民交流プラザの整備とか子育て支援センターの充実、臨時福祉給付金とか保育所の入所手続、子どもの医療費の助成の拡大と事務量の増大、複雑化によるもの、それから、ふるさと納税の推進などなど、いろんな事業が増大していることによって一般職を削減しながらも、やはり嘱託職員、臨時的任用職員で補っているという状況だと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

この最初の人員削減を計画されて、約10年ぐらい前だと思います。その当時から比べると、先ほど大代課長がおっしゃったように、業務量、また先ほどおっしゃったそれぞれの行事等が多くなって、一人の職員に負担がかかる業務量が大きくなってきたと思います。逆に言えば、一般職の人員の目標値が実際の今の現場の業務量に合っているのかというのをもう一度検討されたほうがいいのではないかと。もう一つは、市政は続いていくわけですから、できれば今後も新卒者の採用をきちっと計画的にやって、やはり庁舎内の活性化等も考えて対応されるべきと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

今、松田議員御指摘の件でございますが、組織については、やはりこういうものにつきましても、不断の見直しというのは必要であろうと思っております。ただ、やはり全庁的な議論を深めながらやっていかななくてはいけないという部分と、前の議員のときに申し上げましたけれども、全体的な人口と税収の動向、そのあたりを見ながら、職員の負担がどうなのかということも含めながら検討していかなくてはいけないと思っております。

そういう中で、今、総務課部門が一番力を入れているのが年に1回の業務量の調査というのをやっております。これにつきましては、各係単位でいろいろな業務の忙しい部分、それから来年にはこれがなくなるとか、そういったものを調査票を出していただいて、それを総務課のほうで全てヒアリングをするというような形でやっております。

そういう中で、すぐに定数をひねるといのは大きな議論の場が必要ですので、これは3年に1度ぐらいの組織の見直しの検討はやると。そして、毎年毎年の業務量調査において、職員の融通ができる部分、できない分については臨時職員なり再任用職員でカバーをしながら、ちゃんと業務は賄っていくと、そういう形でやっておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

以上で5番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開します。

午後1時48分 休憩

午後2時 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

皆さんこんにちは。本日最後の質問者、4番議員の中村和典でございます。それでは、昨日の恵みの雨に感謝をしながら一般質問を行います。

今回は2項目について質問をいたします。まず1つ目は、どうなる来年からの米の減反見直しについてということで質問いたします。2つ目は、どうする市民の健康づくりについてであります。

それでは、1つ目のどうなる来年からの米の減反見直しについてでございますが、平成30年産から米の生産調整が見直されることが決定をいたしております。これまでの国から水田農家への配分にかわり、県や市町の農業再生協議会から水田農家へ生産の目安を提示することになるといこととありますが、これまでの国から県、市町、水田農家までの配分の流

れから、30年産以降の提示の流れについて、どこがどういうふうになるのか、具体的にお答えください。

私は今回の一般質問に当たり、5月31日に開催をされました鹿島市農業再生協議会総会資料の提示をお願いし、米の生産調整の見直しについてどのような対応をされる考えなのかを期待を込めて目を通してみました。平成29年度事業計画書の重点推進事項5項目の中にも、生産調整の見直しについては残念ながら一言も触れてありませんでした。私は正直、鹿島市の水田農業の経営安定対策は大丈夫だろうかと思った次第であります。

そこで、お伺いをいたします。

1年後に迫った、この重要な制度改正について、いつごろから着手しようとお考えなのか、この点についてお答えください。

次に、内容が未定でございますので、本年度の取り組みの状況についてお尋ねをしたいと思います。

まず、29年度の米の生産調整の配分の中身のうち、次の3点についてお伺いをいたします。1つは、配分の基礎となる鹿島市の水田面積は現在どれくらいあるのか、2つ目は、生産数量目標値及びその面積は市全体で幾らぐらいになるのか、3つ目、いわゆる転作の配分率といますか、転作率に換算すると幾らになるのか。

最後に、鹿島市農業再生協議会の会長であられる市長にお伺いをいたします。

米の生産調整については、半世紀以上続けられているということですが、なぜこんなに長く続ける必要があるのか、その背景と目的について教えてください。

次に、2項目めのどうする市民の健康づくりについて質問をいたします。

私も60代半ばとなり、健康について考えるようになりました。いつまでも健康で元気に過ごしたいと思うのは当然のことです。健康でいられることは、自分自身も家族にとっても幸せなことです。この先、5年後、10年後の健康を考えたとき、今の自分の生活はどうでしょうか。

健康を長く保つには、今の生活習慣が大事であります。そのためには、バランスのとれた食事、適度な運動、定期的な健診を実践することが大切であると思います。

そこで、お伺いをいたします。

健康で生き生きと過ごすための基本となる食を通じた健康づくり、生活習慣病の予防や改善、健康の維持増進に役立ち、精神的ストレスの解消や寝たきり予防等に効果があると言われる適度な運動について、また、特定の病気を見つける検診、また、健康であるかを確認する健康診断の健診、健康管理のために行うこの2つの健診について、今まで3点申し上げましたが、鹿島市ではどのような取り組みをされているのか、お答えください。

これで総括質問を終わります。

おのおのの項目につきましては、一問一答の中でお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

順序は違うかもしれませんが、生産調整をめぐる事情みたいなもののお話をということでしたので、お話をしたいと思います。

まず、減反、米の生産調整、事実上、同じことなんですけれども、一言で言うと生産と消費、供給と需要の間にアンバランスが出たというときに、それを回復するために生産サイドで調整をする、削減をするということで、自然な形での供給という経済行動をいわば人工的に集団でやめる、経済学的にといいますか、これは生産カルテルなんですよね。だから、本来は目標が、あるいは目的が達成されたら中止をするという時限的な措置であって、恒常的なやり方ではないというのが本当の姿だと思います。

ただ、さっきも言われたように、事実上、いろんな形を変えながら50年続いていますので、振り返ってみたいと思いますが、これは結果がわかっているサスペンスを解説するような話なので、正直言うと、何といいますか、適当かどうかわかりませんが、御指示ですから、この50年を簡単に4つぐらいのステージに分けてみたいと思うんです。

最初は戦後すぐ、食料難であったというのは御説明は要らないと思います。深刻な食料難。事例を挙げると、闇米を食べるのをよしとしないで栄養失調で亡くなったという山口良忠さんという裁判官がおられました。これは私どもの高校の先輩でございます。そういう方もおられましたけれども、国民の願いは腹いっぱい食べたい。米不足だったと思います。その不足を埋めるために、アメリカから援助をされた小麦、いわゆるメリケン粉というやつでのいだということです。この中でも、そのメリケン粉でつくったパンと脱粉で学校給食したよという方もおられるかもしれません。片方、農政は、そういう時代背景のもとにできた農地法、それから食糧管理法、農業協同組合法、この3法を中心にして展開をされていったわけでございます、これがとにかく増産、増産ということですよ。そういう時期でした。これは大体昭和40年ごろ、戦後20年かかってそのレベルになったと思います。

昭和40年代の初めに、ここから第2ステージだと言っていると思いますが、農業技術が向上してきました。機械も使えるようになった。昭和40年代に入りましたら、すぐ生産が需要を超えたということです。需要が最も大きかったのは昭和37年で、1人当たり118キロ、大体2俵食っていたということですかね。

その後、ここから一気にでございますが、物すごい勢いで消費量が減退をしていきます。その背景には、経済的な事情、社会的な事情、いろいろございますが、政府は片方、買入れ義務を持っていましたので、買わないといけない。全量買い上げというので、そこで、本来禁じ手だったかもしれませんが、休耕にもお金を出すという措置を講じたということは覚えておられると思います。それでも構造的な回復はなかなか無理ということですね。今度

は腹いっぱい食べたいというのからうまい米を食べたいというふうに移ってきましたので、自主流通米というお米が世の中に登場した。一般論として自主流通米は反収が少ないですから、減少方向に役立つかなということもあったんですけども、構造的な回復はできませんでした。したがって、いわゆる生産調整は強化をされていくということになりました。

経済的な背景として、この時期、東京オリンピックとか経済の高度成長もあって、国民の関心は米から洋風化というふうに移っていったということです。いろんなものを食べたいと。全体の生産量は昭和42年がピークだったと思います。1,400万トンを超えておりました。ところが、作況も結構よくて、結論から言いますと、過剰米という言葉をお記憶だと思えますが、つながっていきました。今度は学校給食にもお米を使おうと。米飯学校給食というふうには軸足を移して、片方、古古米だ、古米だという言葉が世の中でささやかれ始めたのもこの時期でございますし、多用途利用米というのも開発をします。だから、逆に言うと、政府はある意味、必死の措置を講じて、自給回復をしたいと言っていたんですが、傾向が変わらないもんですから、なかなかそこにブレーキをかけることができなかつた。これが第2ステージだと言っていると思います。大体、昭和60年ぐらいまでですかね。

そこから、今度は消費量が本当に落ち込んできまして、ピークだったころの半分ぐらいになっていった。家計支出もずっと落ち込んで、ピークのころの10分の1。このころ出てきた言葉で兼業農家とか、そういう言葉が出てきた。もともとあったんですが、かなり世の中に知られるようになった。そのころ、それではということで、米を減らすということもありましたけれども、片方、水田、つまりそれを生産する装置をもっと使うと、自給率を上げるというふうに切りかえようというので、麦、大豆、飼料作物の増産につながるような政策を実施していくということになったわけです。

ここで、ある意味で想定外といいますか、予想外のことが起きまして、大方の方は御記憶でしょう。未曾有の大不作、平成5年でした。全国的な作況が70%ぐらいだったと思います。佐賀もそのくらい。岩手県に至っては20%とか30%ぐらいの作況だったと思います。その当時、片方で実はウルグアイ・ラウンドの交渉もやっていたんですよ、外国から開放圧力が来ていまして。本当は当時、私もその周辺におりましたから、これは言っているのかどうか、最近では役人時代のことを言うと国家公務員法違反になるというので、なかなか言いがたいところがあるんですが、現象として言いますと、個人的に言うともますますおかしいですかね、備蓄があったんですよ。それで、食料として使える麦もありました。我慢していただく大丈夫だったんですが、国民の皆さんは我慢することになれていなかったんですよ。たっぷり食べて、飽食の時代という言葉もありましたから。そこで、足らなくなったら輸入しろという、これまでの議論とは全く考えられない要求が来たんですよ。

私ども国際交渉もやっている担当者としては、片方でアメリカとは、米は輸入したくない、びた一文、一粒でも入れるなという交渉をしながら、片方では米が足りない、米よこせとい

うのは、何と申しますか、ブレーキとアクセルを一緒に踏むような交渉をされまして、大丈夫だとは思っていたんですが、そういう大きな声になりますと、正直言いますと聞いてもらえなかったです。結果として、250万トンの緊急輸入を行ったというのは御承知だと思います。アメリカとかタイとか、中国も入れたと思いますね。今度はお米屋さんに行ったら長蛇の列ですよ、米がないというのはぱっと伝わりますから。実際はないわけではなかったんですけどね。それを言うと、また誰が隠していたんだとか、誰がもうかったんだという議論がありますけど、それは恐らくどこかで流通がとまっていたんじゃないかとは思っております。そういう状況の中で、両方のことを要求されまして非常に苦勞をした記憶があります。

そういう中で、食糧管理法が廃止され、輸入もしろということになって、せいぜい多くても10万トン単位でいいんではないかと思っただけなんですが、最終的には250万トン輸入をいたしまして、今度はその余った米の処理で大変苦勞した記憶もございます。その中で、今度はミニマムアクセスということで、WTO妥結をしたというので、両方から、今度は逆の人たちからそれぞれ怒られるという話になってしまいました。

これはちょっと横道にそれますが、後の解説、後だつての考えを言いますと、実はそのころ、状況からすると、ひょっとしたら米対策の大転換はできたんじゃないかと。やらなかった人間がそんなこと言うなという話があるかもしれませんが、かもしれません。なぜかというと、当時の政府はたしか細川連立政権でございまして、これよりも頭の中は政治改革。今、実施されております小選挙区比例代表並立制というんですか、正確じゃないかもしれませんが、その制度を実行するというので、全然こっちのほうは関心がなかったのかもしれませんが、どっちにしろ、これは苦勞して、結局、余り自分の考えにならなかったような人間の引かれ者の小唄かもしれませんが、非常に苦勞した記憶がございます。

そこで、平成5年に、ある意味で米政策が変わりました。これが恐らく当時の政治状況の中でぎりぎりやれたことではないかと思っております。3つやりまして、1つは、食糧管理法が変わりましたので、計画的な流通というのがなくなったんです。ある意味で、自由にやってくださいと。2つ目が、それまでは義務的に備蓄をすることがありましたけれども、その時点で100万トンなら100万トンと量を決めて、それ以上はごめんなさいねという仕組みに備蓄の運営のルールを変更し、それから、取引の中心は自主流通米に移ってききましたので、自主流通米の価格センターを設置するというふうになっていったわけです。

転作のレベルでいいますと、転作物栽培を本作化しよう。つまり水田に米をつくるというふうに思い込むからこういう話になるので、多角的な利用で水田にいろんなものをつくらんといかんねと。でも、一気にそうはいかないでしょうということで、いろんなことを考えた中で、今、ナラシとゲタという言葉はおわかりですよ。その仕組みをこのころから編み出したわけでございます。それを確保するために、その動きと相呼応するように、転作目標を割り振っていたのを生産目標を割り振るということに変わっていったわけでござい

す。そこで、基本的に今のスタイルと同じなんですけど、生産者の代表も入れまして、みんなで地域の代表も入って生産目標を割り振っていこうねということで動いているわけでございます。

ちょっとくどいですが、前の平成の米騒動の経験からいうと、とにかく日本人——自分もそうなんですけど、含めて、数字とか理屈では説明できない米に対する大変な思い入れがございまして、稲作民族と言われるから、ある意味では当たり前かもしれませんが、開放したい人としたくない人のほさまが厳しい議論になっていったということでございます。

冒頭帰りまして、転作というのは需給バランスの均衡を図るためのことであるとすれば、なぜ50年も続いてきたかといいますと、背景は、1つは、さっき言いましたように、米というのは独特の食糧、主食と言われるようなものでありながら、地域での作物としても圧倒的な地位を占めております。今から10ほど、なぜこれが途中で大転換できなくて、少しずつアを変えたんですけれども、結果的に続いてきたということを項目を上げて御説明したいと思います。

1つは、ある時期に生産力が急激に上がったんです。これは理由があります。技術改革が進んだ、肥材が投入されてきた、品種の改良も進みました、圃場整備も進みました、これらが相まって一気に生産力が上がりました。

消費が追いつかなかったというよりも、今度は消費が落ち込んでいったんです。この落ち込んだ理由は、洋風化、それから食生活の多様化ですよね。決して悪い意味で言っているんじゃないんですけど、農家の方が稲作の作業に昼飯にパンを持っていくというようなことがあったりしまして、それはいろんな事情があったと思いますから、非難しているわけじゃないんです。そういうこともあったりしまして、これをよく言われた。消費量がそんなに落ち込んだという事例として言われております。これが一番大きいんです。

3つ目、人口構成が変わってきました。その中で、日本食を一番好むであろうと言われる高齢者の皆さんが比率としてふえたんですけれども、食う量が減ってきた。小食になってきた。

4つ目が、農作業の中で米が機械化になってきたので、やっぱり比較的楽なんです。労働時間が一番少ないです。だから、なかなか米生産から離れられない。特に、自給農家ほど執着されるんですよ。そのかわり、専業農家が大変お困りになっていると。これは御承知だろうと思います。

それから、農地がこれだけ開発が進んできますと、農地を保有するということについて、財産の保有とイコールの意味になってきたんですよ。特に、都市周辺では大変な財産になります。一万円札の上に寝ているような感じになってきますからね。それと、農地保有というものについてのこだわりがありますので、流動化がはかばかしくないと。

もう一つは、WTOを締結したんですけれども、その交渉が——交渉した人間が言っては

いけないんですけれども、なかなか難しい交渉を強いられて、十分に日本の主張が通ったかどうかというのは我々も反省しないといけないと思います。

それから、さっきも言いました大不作ですね、米の不作。輸入までした。そうすると、輸入に対する抵抗感がなくなってしまうんですよ。

ちょっと時間を頂戴して、あと一言だけ。その輸入が、当時の世界のマーケットの米の売買、大体2,000万トンを超えていたと思います。そこに日本が一気に200万トンも買い入れますと、どういうことが起きるかということ、世界の米の相場が暴騰するんですよ。そうすると、アフリカ、あるいは中近東に米を食べておられる種族とか民族がおられます。何もしていないのに米の値段がぼんとはね上がると。誰が悪いのかと、日本人がけしからんと、そのころは日本人に対する攻撃が大変なものでございました。これは関係ありませんが、そういうことも国際的には起こるということを考えておかないといけない。

それから、転作作物との価格差、ここから考えられたのが、さっき言いましたゲタ、ナラシというものが出来たりしましたし、逆に自給率を上げるような作物について手厚くしようねというお話ですね。

もう一つ、今度は我々は狙いにしておりました輸出、これが伸びないんですよ。これはいろんな別の国際貿易上の制度的な問題があります。これは省略いたしておきましょう。

それから、お米をほかに使う多用途利用。食べる米が一番高くて、あと、せいぜい競争できるのはお酒の原料でしょう。牛や豚に食わせるなんてとんでもないという話になりまして、そういう話ですね。

それと、価格競争が産地でございますね。高く売れない産地は撤退されるというのが経済学の常識なんです。どうされたか。自分たちもいい米をつくろうというので研究されるんですよ。むしろいい米をつくっていない産地ほど一生懸命頑張られたということなので、かえって過剰になると。これもおわかりでございます。

今、10項目ぐらい言ったと思います。どれが悪かったとか、どれが原因だというのはなかなか難しいんですけれども、これが複合的に影響して、どうしても過剰は変えられないなということでございます。

あと、基本的に米以外の要素で申し上げておきますと、我が国の経済制度といいますか、土地保有は私有財産制のもとに成立をいたしております。農地法という制約がありますが、基本的には売買は自由です。もう一つは、自由主義経済ですから、特別の事情がなければそこに規制とかはかけられないということです。そういう枠の中での職業の選択、あるいは作目の選択ですから、限界があったということも事実でございます。

少しずつギアを切りかえたり、そのときそのときで応じてきたということだと思いますが、こういうことがずっと50年続いてきたと。しかし、若干勝手に言えば、平成5年がある意味で切りかえのチャンスだったかもしれないけど、そこがそのままこのラインで過ぎてきたの

で、ずっと50年続いたということも言えると思います。逆に言いますと、こういう政策的に特に大きなかじを切るということになりますと、一気にやれないと。反動とか政治的なリアクションも大きいですから。

そういうことですが、いよいよ来年からこういうことでかなり高い階段を上がるということになると思います。その仕組みについては、一見、従来のラインのように見えますけれども、実は1カ所、かなり従来とは違うシステムが組み込んであります。これは既に御承知だと思いますけれども、俗に言う7,500円といいますかね、あれが取り扱いが変わりますので、そこを踏まえて少し大きなかじが切られるかなという感想をしております。

今言いました時代区分は、わかりやすく勝手に区分しただけですから、実際は政府のほう为名前をつけました。何とか対策、何とか対策と、ずっともっと詳しくなっておりますので、御了解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、私のほうからは、これまでの配分の流れと30年産以降の流れについて具体的にということでしたので、申し上げます。

これまでは国が生産数量目標の設定をし、国から県へ配分を行っておりました。また、県は市町を通じて地域協議会への配分、そして、地域協議会からJA等を通じ、農業者への配分ということで、農業者の方はその生産数量目標を踏まえての計画を作成されておりました。

これから30年産以降につきましては、流れとしては同じなんですけれども、若干変わっているところが、これまでの配分から、国は情報提供を行うということで、全国の需給見通しを作成いたします。それから、県の協議会が生産の目安を設定し、地域協議会のほうへ情報を提供します。そこで、地域協議会、ここでいう再生協議会は県からの配分を踏まえ、生産の目安を、今度はJA等を通じ、農業者の皆様へ情報をお示しいたします。それを踏まえ営農計画を作成していただくというふうな流れになってまいります。

それから2番目に、平成30年産の生産の目安が今回の総会の事業計画の中に入っていないのはどういうことかということでございます。

それにつきましては、通常は来年1月に臨時会を開催し、生産調整の目標配分の協議を行っていただきます。何度も申し上げておりますように、来年度から生産数量目標から生産の目安になることから、先月末の総会の最後に、国、これは九州農政局の佐賀地域センターの方、それから、県、杵藤農林事務所の方にこのことを説明していただいております。これを説明を聞いた協議会の方々が持ち帰っていただき、それぞれの団体で意見を聞いていただきます。そして、9月下旬に幹事会、10月上旬に臨時総会の開催を予定いたしておりますの

で、ここで方針を決定していただくというふうな流れになっております。

続きまして、平成29年産の米の生産調整の配分になりますけれども、本年度の配分の基礎となる水田面積は13万3,777.4アール、これはヘクタールに直しますと約1,338ヘクタール、それから、生産数量目標が4,467トンになってございますので、作付面積に換算いたしますと845ヘクタールです。最後に転作率は、よって、36.9%という内容でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

私のほうからは、どうする市民の健康づくりの中の食を通じた健康づくりと運動、健康診査のこれまでの取り組みということでお答えをいたします。

食事につきましては、食育の推進ということでお答えをさせていただきます。

食育の推進につきましては、平成28年3月に第3次鹿島市食育推進基本計画を策定し、平成28年度から5年間の目標を定め、取り組みを行っております。推進体制は、地域、家庭、学校、生産・加工、教育、福祉に携わる方全てをイメージしています。妊産婦期、乳幼児期、児童・生徒期、青年期から高齢期とそれぞれの年代での食育を行うことを目標としており、保育所や幼稚園、小・中学校での取り組みや健診時の相談、離乳食教室、幼児食教室の開催や成人に対する生活習慣病予防教室などの実施をしているところです。

また、産業支援課や農林水産課所管の事業では、海道しるべを拠点として、プランター農園や地元野菜などを使った料理教室の開催、保育園児による収穫、農業体験などが実施をされています。

また、鹿島市給食センターにおいては、先日、佐賀県食育賞を受賞いたしました。この受賞理由につきましては、地元産の食材を使ったメニューによる給食の提供や全国学校給食甲子園の入賞により児童・生徒の食育への関心が高まったことによる受賞とされています。

食育関連の団体として、食生活改善推進協議会の活動もあります。月1回の料理教室や小学校での料理教室の開催など、地域で食育の推進活動に努めていただいているところであります。

このように、食事、食育の取り組みについては、妊娠期から保育所、学校、地域でそれぞれ事業に取り組んでいただいております。今後も食事の大切さを広げていきたいと考えているところであります。

次に、運動につきましては、体を動かす事業でいえば、保険健康課では65歳以上の方を対象にしたロコモティブシンドローム予防のための運動教室を平成25年度から実施しています。各地区の体育館で開催をしております。平成28年度の実績では延べ3,299人の参加がありました。また、音楽に合わせて体を動かす音楽サロンを各地域に出向いて行っており、出前講座など

で平成28年度には24回、503人の参加があります。

高齢者教室などでは運動教室の講座もメニューにあり、できるだけ運動を習慣化していただくよう周知をしているところです。

介護予防教室では、介護予防のチェックリスト項目に該当する要介護状態に陥るリスクがある人を対象にした水中運動教室や、マシンを使った運動機能向上教室を実施しています。この事業は、できるだけ要介護状態に陥ることがないように専門の機関に委託をして実施をしているところであります。

生涯学習課の所管では、市民が気軽にスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツライフ・鹿島の育成支援を行っています。総合型地域スポーツクラブとして、テニス、卓球、弓道、駆けっこなど多くの種類のクラブがあり、600人を超える方が登録をされています。また、スポーツ推進委員を20人委嘱し、住民スポーツの普及、推進を担っていただいております。地域でのニュースポーツ教室の開催など、スポーツの普及、振興に取り組んでいただいているところです。

このような事業については、それぞれの目的を持って実施しており、市民の方の健康づくりの一助となるよう、また、運動が習慣となるよう、今後も継続していきたいと考えています。

最後に、健診についてですけれども、健康管理については、疾病予防、早期発見、早期治療、重症化予防の観点から、各種の検診、これにつきましては特定の病気を見つける検診ということで実施をしております。それと、健康であるかを確認するための健康診査や保健指導を実施しています。健康診査は、妊婦、乳児の健診から始まり、4カ月児の健診以降の健康診査や各種相談である母子保健事業、また、国保事業といたしましては、特定健診、特定保健指導を行っているところであります。

健康増進事業として、これは検診となりますが、主に40歳以上の方を対象にした胃、大腸、肺、前立腺、乳、子宮のがん検診や、骨粗鬆症、肝炎ウイルス検診、結核検診の実施をいたしております。また、平成29年度からは新規にピロリ菌の検査を開始することといたしております。

お尋ねの3点の取り組みにつきましては、保険健康課だけではなく、各課連携をして取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

答弁いただきましたけど、特に生産調整の歴史については、市長からお手本のような答弁をいただきまして、感謝いたしております。

次に、これから一問一答で確認をいたしたいと思いますが、まず、米の減反の見直しについてでございますが、まだ新しい制度については具体的な方針も立っていないということでございますので、29年度までの状況についてお伺いを何点かしたいと思います。

まず、水田経営の中で一番大事なのは、経営所得安定対策ということで、これまで直接支払交付金等が支払われておったわけでございますが、この交付金を含めて、実績が確定しています28年度の鹿島市における農業者の最終的な振り込み額、これが幾らぐらいの額になっているのかどうか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、28年度における九州農政局から直接農業者、集落営農の口座等に交付があった額でございます。504,713,677円でございます。

対象面積はよろしいですか。（「一問一答で」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

先ほど総括の答弁の中でも、今、鹿島市における平均的な転作率が約40%に近い36.9%ですかね、そういうことで答弁をいただいたわけでございますが、水田農家の状況として、今、かなり高齢者、それから労働力不足等で、他人さんの水田を請け負って小作をされている方がいらっしゃいます。それで、いろいろ地域の中でもそこら辺の流動化の調整があるわけでございますが、やっぱり一番ネックになっているのは、この転作率の高さなんですよ。結局、人様の水田を借りても、約4割近くの減反には従わんばいかんと。ここが非常に地域の農業集団の中での第一のハードルでございます。それで、頼む人は、とにかくいろんな条件が困っておられますので、小作料はただでもいいよという条件があるわけでございますが、つくってもらう方については同じ労力を使って、あとの4割近くの水田は大豆をつくるなり、ほかの転作作物をつくるなりして、維持管理をせにゃいかんわけですね。そういったことで非常に困難さを抱えているのが今の現状じゃなかかなと思っております。

それで、今、課長から5億円相当の交付金 coming というので答弁いただきましたが、次に、この交付金をいただいている対象面積がどれくらい鹿島市に存在しているのかどうか、この辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

先ほど農地の維持管理につきまして、農業者の方が御苦労されているということをおっ

しゃっていただきましたけれども、私どももその点に関しましては非常に感謝をしているところでございます。

なお、先ほど質問がございました対象面積につきましては、31万9,478アール、ヘクタールに直しますと約3,195ヘクタールとなります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

今、御答弁をいただきました3,195ヘクタール、その前に答えをいただきました504,713千円の交付金、これを反当に換算すれば幾らぐらいの額になりますかね。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

5億円の金額を対象面積3,195ヘクタールで割り戻しますと、反当たり15,798円となります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

私がいろんな資料を見た中で一番びっくりしたのは、これまで長い生産調整の歴史の中で、いろんな奨励金制度、交付金制度も見直しをされてきたわけですが、今、課長から答弁がありましたように、国の方針に従って転作をしても、1反当たり15,798円の交付金しか手元に入っていないという現状でございます。このほかに大豆とかいろんな転作作物をすれば、それは収益になるわけですが、米をつくれれば、これの6倍から7倍ぐらいの収益になるんじゃないかなろうかという感じですが、この実態について課長はどういうふうに感じておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

今の実態につきまして、どのように感じているかということですが、先ほど来から市長のほうからお話があるとおりの、やはり需要と供給のバランス、これによって米価が下がらないようにする必要がございます。そのため、さまざまな米以外の転作作物、あるいは飼料作物等に転換することによって、国内の畜産関係の飼料自給率の向上、そういったものも含めた国全体の施策が、やはり米から転作作物への転換ということになってございます。

その上で、例えば、小麦をつくっていただきますと、ゲタ対策で数量払いと面積払いで約62千円の交付金がございます。生産費が反当たり60千円かかりまして、販売額が反当たり20千円ということで、約40千円のプロダクションの増ということで、そのすき間を埋めるためにこういったゲタ対策がっておりますし、また、ナラシのほうも収入が生産で落ち込んだ場合に、積み立てることによって、それをサポートする、支援する制度もございますので、そういったものを組み合わせていって、米だけには頼らず所得の向上を図る政策を私どもも実行しているということであろうと思います。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

これまでは米にかわる転作作物ということで、生産調整に応じる場合については、必ず転作作物を作付せねばならないという決まりがあるわけですが、現状、鹿島市ではどういうふうな転作作物の作付状況になっているのか、主なもので結構ですので、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、作物ごとの作付予定面積ということでお答えをさせていただきたいと思います。

多い順から申し上げます。主食用米が29年度の作付予定面積818.26ヘクタール、それから、麦555.77ヘクタール、大豆271.95ヘクタール、その他地域振興作物として、これは野菜、花卉、果樹等ですけれども、77.11ヘクタール、それから、飼料作物が12.77ヘクタール、WCS用稲が4.76ヘクタールに、加工用米4ヘクタールというふうな作付計画でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

この生産調整をそれぞれの地域の中で取り組んでいただく中で、先ほどは農地の貸し借りの問題を申し上げましたが、もう一つ、やっぱりネックになっているのが労働力不足、あるいは高齢化、あるいは有害鳥獣の被害等で不作付地が非常にふえている。農地の荒廃化ですね。そういった水田においても、減反の対象水田として取り扱いをせにやいかんというふうな決まりがあるわけですが、その中で、現在、鹿島市で認定をしておられる調整水田、いわゆる不作付地ですね、これがどれくらいあるのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

時間かかりますか。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

不作付地ということですが、3年間の不作付をすれば転作の対象地から外れるということで、野菜でも何でも結構ですので、皆様方にもなるべく植えていただくということで現在お願いをしているところですが、現在の対象面積につきましては、後だって資料で提出させていただければと思っております。まことに申しわけございません。（発言する者あり）

大変申しわけございません。農政企画監から教えていただきましたので、申し上げます。

不作付地につきましては、現在、29.2ヘクタールとなっております。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

この問題につきましては、先ほど申し上げますように、これから新しい30年産以降の制度の内容いかんでは、かなりまた拍車をかけてくる可能性が十分にあるかと思えます。それで、今までどうしても手を入れ切らなかった調整水田等について、今後どのような解消対策を考えておられるのか、案があったらお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

不作付地の解消につきましては、改善計画というのを計画いたしておりまして、他人に委託する、JA等への相談、継続し維持管理する、土地改良後活用する、水田以外の活用として使う、その他ということで、現状分類をいたしております。その中で、現在、次年度に向けて作付準備中のものは約10.7ヘクタール、他者への貸し付けの意向を表明し、受け手が決まっているものが1.4ヘクタール、作付可能に維持管理のもの16.5ヘクタールという内訳になってございます。

今後、関係機関等と連携をしながら、引き続き地域内の調整、あるいは市町からの調整を活用した主食用米の作付や加工用米等の作付を推進して、今後に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

それでは次に、30年産以降の取り組みの中で、私が今、情報としてつかんでいる部分で質問いたしたいと思えます。

まず、きのうの農業新聞に載っておりましたが、経営所得安定対策交付金の中から、今まで直接支払交付金として支払われていた反当7,500円の交付金が廃止をされるということに

なっておりますが、農家のサイドから見れば交付金の削減ということでございますが、この7,500円の単価がどうして廃止をされたのか、これにかわる後の財源補填あたりも別途考えておられるのかどうか、この辺の情報がわかれば教えていただければと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、米の直接支払交付金が反当たり7,500円出ていたのが、どうして廃止されるに至ったのかということでございますけれども、現在、米につきましては、諸外国との生産条件格差から生じる不利はなく、構造改革にそぐわない面があるということから廃止に至っております。

なお、これにつきましては、平成25年12月の農林水産業・地域の活力創造プランの中で明確に示されておりまして、その中で廃止が記されておりますし、米政策の見直しにつきましても、30年産からは先ほどからあっておりますとおり目安に直す、生産の目安ということになってございます。

なお、この生産条件格差から生じる不利というのは、現在、米の輸入に関しましてはキロ当たり341円の関税がかかることになっておりまして、ほとんど輸入枠がなく、先ほど市長からございましたとおり、ミニマムアクセスで77万トンのうち、主食用が10万トンを上限にSBSで取引をされているというふうな状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

先ほど市長のほうから答弁の中で、これまでの生産調整にかかわる国からの交付金、ゲタ対策とかナラシ対策とか、言葉だけの説明があったわけでございますが、今回、私が新しい制度に変わった段階で一番心配するのが、市長も言われましたが、今は売る自由というのが保障されているわけですね。自分がつくった米を自主流通米として販売していいと。それで、今回の生産調整の見直しの中では、国が強制的なかかわりを薄くして、減反が廃止されるんじゃないかというふうな受けとめ方を持っておられる方もかなりおられると思います。そういった場合に、きょうも課長のほうから説明がありましたが、生産の目安という捉え方ですね、これはあくまでも量で目安を定めてくるのか、あるいは売る米の量で目安を定めてくるのか、非常にこころ辺が難しいところだと思います。

それで、裏を返せば、今までの国の、あるいは県、市の方針に従って、与えられた配分の面積を達成せにゃいかんという強いまとまりがあったわけでございますが、過剰作付によって生産の目安を超えた場合、こういったものについて、市の再生協議会としてどういうふうな方針を立てられるのか、決まっておればお知らせをいただきたいと思います。なかったら

考え方だけでも結構です。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

過剰米、過剰作付が生じれば米価の大幅な下落が生じまして、米の主業農家を中心に大きな打撃を受けることは議員御指摘のとおりでございます。

私ども再生協議会といたしましても、再生協議会の会員の中にはJAの鹿島地区の理事を初め、生産組合の地区代表の方が会員としておられますし、再生協議会としての方針どおりなされるものと確信をいたしているところでございます。

なお、経営計画の中で農業者の方が提出をしていただく交付金の交付申請書には農林水産大臣宛てに誓約書というのを提出していただいておりますので、皆様、守っていただけるものと考えておるところでございます。

なお、現在のところ過剰作付者に対するペナルティーというのは議論をされておられません。それで、今度の臨時会の中でもそういった議論になるものと思われるというところがございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

それでは、もう時間が迫っておりますので、米の減反見直しについては最後にいたしたいと思いますが、先ほどから何回も申し上げますように、この新しい対策について、逆算しますと1年もありません。鹿島市としてどう対応していくのか。先ほど課長の答弁の中では、秋以降に幹事会、それから臨時総会を経て方針をつくるということですが、よその産地、あるいは先進的などころについては、既に方針等の作成にかかっておられると思います。

そういった意味からも、おくれをとらないように、鹿島市農業再生協議会の中で真剣に早急に取り組みを急いでいただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

米の減反の見直しについては以上で終わります。

次に、健康づくりについて一問一答でお尋ねをしたいと思いますが、先ほど課長から健康状態を裏づける各種検診の取り組みについても具体的にお話をいただいたわけですが、現在、鹿島市で実施をされています胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診、この辺の受診率とか県内順位とか県の平均受診率、それから費用額について、最新の情報がわかればお伺いしたいと思います。

一昨日、片渕議員の質問の中にも特定健診についてはございましたので、これについては答弁を避けてもらって結構でございます。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

がん検診の受診の状況ということでお答えをいたします。

まず、胃がん検診については、平成27年度が最新状況になりますけれども、受診率10.87%、県内順位12位、県の平均受診率11.12%、費用が委託料でございますが、3,884千円。肺がんが同じく受診率15.5%、県内順位17位、県平均の受診率19.6%、費用額1,356千円。大腸がん、受診率18.05%、県内順位13位、県の平均受診率19.47%、費用額2,471千円。乳がん検診、受診率25.67%、13位、県が26.62%、費用が3,456千円。子宮がん、受診率22.95%、県内順位12位、県平均が33.29%、費用が2,267千円となっております。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

ただいま詳しく状況を答弁していただきましたが、それぞれの検診において分母となる対象者の数、または受診者の数、これは特定健診を含めてお知らせいただければと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

受診者数でございますが、胃がんが受診者数1,034人、対象者数、これは推定対象者数という形になります。国勢調査人口をもとにした数になりますけれども、9,516人。肺がんが受診者数1,475人、分母が9,516人。大腸がん、1,718人、分母は同じく9,516人。乳がん検診、受診者数826人、対象者数6,008人。子宮がん、812人、対象者数が6,832人。特定健診は2,163人、対象者数は5,268人です。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

毎年、この特定健診とか各種検診については実績を報告されますので、私もずっとつぶさに見ているわけでございますが、1つ2つちょっと気になる場所がございます。

県内順位を見ますと、いずれの検診についても12位から13位ということで、一生懸命取り組んでいただいている割には10位以下というふうな状況になっておるわけでございますが、この結果を担当課としてはどのように分析されているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

県内順位について検証をしたことはございません。ただ、今回、がん検診の前年度からのリピート率、26年度から27年度に続けて受けていただいた方と27年度から28年度に続けて受けていただいた方を調査いたしましたところ、26年度から27年度に続けて受けていただいた方が60%を切っておりました。ただ、27年度から28年度に連続して受けていただいた方は60%を超えて70%台弱までというような検診もございました。これは前年度受診をされた方で次の年度も引き続き受けていただいた方が少し上昇したのかなと思っております。

受診率が低いということでの御指摘と思いますけれども、なぜ検診を受けていただけないのかということでお尋ねしたら、やはり忙しい、健康に自信がある、病院が嫌いだ、病気を見つけられるのが怖い、病院で定期的に検査をしているから別の検診は受ける必要がないというようなことをよくお聞きいたします。また、特定健診については、当初は個別健診という形で病院で受診をしていただくような形をとっておりましたが、やはり40歳から50歳の受診率というのが低うございました。やはり平日には受診できないというお声をお聞きしていたところでございます。このような理由で受けられない方に対応するというので、できるだけ受診機会を確保するためということで、日曜日の健診や夜間の健診、子宮がん、乳がんなどの検診時のスタッフを全て女性で実施するレディースデーなど、また、病院だけでなく保健センターでの健診というようなこと、また、病院で健診を受けられた方のデータを活用する事業などに取り組んできたところであります。

今後もまた健診の重要性をお知らせしながら、受診率の向上には努めていきたいと考えているところであります。

参考でございますが、先週末締め切りで各種検診申し込みということで、今年度の検診の申し込み調査をお願いいたしておりました。この調査をもとに、未提出の方、受診をしていただけない方をピックアップいたしまして、佐賀県のモデル事業といたしまして、受診率向上を図るために専門の企業と協働で受診勧奨を実施する予定としております。これは県内4市の取り組みとなっておりますが、今後、効果的な勧奨につながればということで今年度取り組むことといたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

それでは、時間の制約がございますので、若干聞きたい点がございますが、ちょっと除きまして、次に、健康づくりについてのポイント制の導入等はどうかということで項目を上げておりましたが、これは一昨日の片渕議員の答弁にありましたように、今後検討したいとい

うことですが、そういう形でぜひ早急に方針を決めていただければと思っております。

それで、私の今までの経験から申し上げますと、私たち議会として年に1回、もしくは2回、行政視察をやるわけですが、非常に印象深いところは、健康づくりに町を挙げて、あるいは市を挙げて取り組んでいるところです。それで、その職員さん方のいろいろなお話とか対応を見ておきますと、非常に元気がいいわけですね。しかも、そういった活動の功績が認められて、ほとんどの市町が厚生労働大臣の表彰を受けたと、そういうふうな取り組みをされております。

それで、僕はよくそこで質問をするわけですが、こういった健康づくりの事業の企画はどなたがされるんですかということで聞いたところ、ほとんど100%、首長さんの選挙公約ですよという答弁が返ってまいります。

今、少子・高齢化社会を迎えて、元気な老人の方はグラウンドゴルフにいそしんだり、趣味にいそしんだりということで活動をされておりますが、鹿島市も何かここら辺を一つにまとめて、市民が健康づくりに取り組めるような施策が必要ではないかということも考えております。

それで、1つよその事例からの参考でございますが、きょうも前段でいろいろ話があったように、職員だけの労力とか、あるいは能力では、やっぱりどうしても限界があると。それで、今は情報化社会でございます、民間の事業者がかなり積極果敢にこういった健康づくりに取り組んでおられるということが伝わっております。そういったことで、官民挙げて頑張ったところが功を奏しているような結果が出ているようでございますので、鹿島市においても、ぜひそういった取り組みを今後お願いしたいなと思っております。

それから、ちょっと時間がございませんが、先般、在宅医療・介護について鹿島の大手の病院の取り組みが全国放送で放映をされました。それで、たまたま私も見ておったわけですが、その患者さんが私の友人の家族ということで、いろいろお話を聞きますと、今の現実では、かなり取り組み的には難しいと。しかし、これをやっていかないと、病院の病床数も3割近く減少するし、これからの時代はこういった取り組みを積極的にやったところがいいですよというふうに市民公開講座の中でも言われております。

そういった取り組みについても、ぜひ市役所を挙げて、あるいは市役所の手が足りないところについては、鹿島藤津地区の医師会等の協力を得ながら、今後、積極果敢に取り組んでいただくことをお願い申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で4番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明22日午前10時から開き、一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時20分 散会